

1. 議事日程（第6日目）

（平成19年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成19年 3月19日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第40号 平成19年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第45号 平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- (3) 議案第46号 平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- (4) 議案第47号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- (5) 議案第48号 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- (6) 議案第49号 平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別
会計予算
- (7) 議案第50号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- (8) 議案第51号 平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- (9) 議案第52号 平成19年度安芸高田市水道事業会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（20名）

委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	亀 岡 等	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（55名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
建 設 部 長	金 岡 英 雄	管 理 課 長	河 野 正 治
管理課担当課長	佐々木 泰 司	住 宅 係 長	青 山 勝
庶 務 係 長	山 根 厚 志	建 設 課 長	上 光 晴 登
建 設 課 主 幹	松 川 孝 司	建 設 課 主 幹	益 田 茂 樹
工 務 係 長	小 野 直 樹	維 持 係 長	岩 崎 邦 久
用 地 係 長	寄 実 正次郎	地域高規格道路対策室長	西 原 裕 文
下 水 道 課 長	新 川 昭 夫	下 水 道 課 主 幹	上 本 文 生
業 務 係 長	平 野 良 生	建 設 係 長	叶 丸 一 雅
水 道 課 長	山 本 孝 治	業 務 係 長	近 永 和 明
建 設 係 長	柿 林 浩 次	財 政 課 長	垣野内 壮
八千代支所長	平 下 和 夫	八千代支所業務管理課長	槇 原 秀 克
美土里支所長	立 川 堯 彦	美土里支所業務管理課長	長 井 敏
高 官 支 所 長	猪 掛 智 則	高官支所業務管理課長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	宍 戸 邦 夫	甲田支所業務管理課長	堀 川 和 之
向 原 支 所 長	益 田 博 志	向原支所業務管理課長	岡 崎 賢 志
清 流 園 場 長	片 岡 勝 城		

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（2名）

次長兼総務係長	光 下 正 則	書 記	倉 田 英 治
---------	---------	-----	---------



午前10時00分 開議

○川角委員長

それでは、皆さん、おはようございます。
前回に引き続き会議を再開をいたします。
ただいまの出席委員は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会をいたします。
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。
まず、議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算の件のうち、建設部にかかわる部分を議題といたします。
執行部から要点の説明を求めます。
金岡建設部長。

○金岡建設部長

おはようございます。
それでは、着座のままでご説明させていただきます。
それで、今、話がございましたように、本日、建設部の方で一般会計並びに上下水道の特別会計及び公営企業会計についてご審査をいただくわけですが、どうぞよろしく願います。
それでは、平成19年度安芸高田市歳入歳出予算資料に基づきまして、全体的な概要について私の方からご説明をさせていただきたいと思えます。
まず、こちらの資料でございますが、これの安芸高田市歳入歳出予算資料の2ページ目の1の快適でにぎわいのあるまちづくりの中の定住と交流のネットワークづくりということで、本市の定住と交流のネットワークづくりのかなめとなります地域高規格道路東広島高田道路の向原―吉田間につきましては、平成18年度では向原地区及び吉田地区の地元説明会を行うとともに、現地等の測量を実施させていただいております。おおむねご理解をいただく中で、平成19年度につきましては、県との連携のもとに早期整備を図るため事業推進としまして、新規に43万円を計上させていただいたところでございます。
なお、県におきましては、平成19年度におきまして吉田地区での一部用地買収等の着手に入りたいということでお話を聞いているところでございます。
次に、市道改良事業といたしましては、国庫補助事業並びに地方特定道路整備事業により、継続路線の早期完了に向けて総額で合わせまして3億5,589万円を計上をさせていただいております。また、平成17年度より県から移譲を受けております県道改良事業と県道の道路移譲につきましても、県の交付金を受けまして引き続き市で実施をするということで、2億6,101万円を計上させていただいております。このほか主要地方道で県が直接実施をいたします県道改良等の事業負担金といたしまして7,000万円を計上させていただいております。しかしながら、ご承知のように、県におきましても大変厳しい財政状況のもと緊縮予算となっているということで、本市で展開されている事業につきましても、ある程

度影響が出るものと懸念をしているところでございます。そういう中で、今後も県に対しまして県道等の予算確保のため、粘り強く要望活動を行っていく必要があると考えているところでございます。

次に、③の安全で快適な生活環境の創造では、新規事業といたしまして、国の補助事業を受け、市内の建築物の耐震改修促進計画を策定し、将来の耐震化に向けての方向性を定めていきたいと考えております。また、アスベスト除去補助事業につきましては、市内の民間建物のうちアスベスト除去を実施したいとする方に対しまして、国と市で一部助成を行い、アスベスト対策の推進をしたいとするものでございます。これらの事業に対しまして750万円を計上させていただいております。

次に、若者定住住宅建設事業につきましては、高宮町の田草地区で、いわゆるお好み住宅の建設を18年度に引き続き行うこととしております。また、このほか定住対策といたしまして、甲田町、向原町の市営住宅の跡地の有効活用を図るため、仮称でございますが、若者定住促進団地の整備計画等を策定したいということで予算計上させていただいております。これを合わせまして6,932万6,000円でございます。

次に、し尿処理施設整備事業では、安芸高田清流園の施設整備に向けて調査設計費など5,772万円を、また市内における小型合併浄化槽設置に対する補助事業で1,920万円を計上させていただいております。

次に、下水道事業、簡易水道事業等、各特別会計における主な事業でございますが、公共下水道事業では、吉田の都市計画区域における用途地域内での下水道管整備など施設建設費を1億920万円、特定環境保全事業では、八千代、甲田、向原の各処理区の施設整備費などといたしまして4億1,400万円を、農業集落排水事業では、事業の最終年度となります吉田入江地区の管路整備などで4,100万円を計上させていただいております。浄化槽事業特別会計では、市内でおおむね100基程度の浄化槽の設置をしたいということで、1億1,287万8,000円を計上しております。

次に、簡易水道特別会計では、継続中の八千代・甲田地区の簡易水道の整備を行うとともに、美土里町横田地区につきましては現在、18年度で揚水試験を行っており、その結果に基づきまして、今後の整備の方向性を出すため予算を計上させていただいているところでございます。合わせまして2億6,629万7,000円でございます。これらによって、市内の安全で快適な生活環境整備のため事業を推進させていただきたいとするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページの5のその他の事業でございますが、その中の上水道・簡易水道事業経営構想策定事業でございますが、平成17年・18年度で策定をいたしました水道事業の中期経営計画に基づきまして、今後の各給水区の施設の維持管理の方向性や水道使用料金の改定に向けての作業を上水道事業、簡易水道事業一体的に行うため、補助金として694万6,000円を計上をしているところでございます。

また、公共土木施設災害復旧につきましては、平成18年発生災害で本

年度、18年度中に発注できなかった約3割程度の箇所につきまして、19年度、早期発注を行い、早期の完了を行いたいと考えているところでございます。予算といたしましては2億3,050万でございます。

以上、建設部関係の主要事業の概要についてご説明をさせていただきました。

それでは、一般会計につきまして各担当課長からそれぞれ詳細の説明をさせていただきます。

以上でございます。

○川角委員長

続きまして、河野管理課長。

○河野管理課長

それでは、私の方から歳入について説明をさせていただきます。その後、各課から歳出の説明をさせていただきます。

予算書の18ページをお開きください。まず、歳入でございますが、13款使用料及び手数料の関係でございます。1項使用料、3目衛生使用料の1節保健衛生使用料のうち、説明欄の下の段にあります、し尿施設使用料755万2,000円でございます。これにつきましては、し尿業者が安芸高田清流園にし尿を投入する際の施設の使用料でございます。

同じく6目土木使用料でございます。1節の道路使用料でございます。910万円は道路占用料として計上しております。中国電力及びN T Tの電柱占用料が主なものとなっております。同じく2節住宅使用料5,483万円は、現年度分と滞納繰越分とがございしますが、現年分としまして5,453万円、それから滞納繰越分としまして30万円を計上しております。

なお、滞納繰越分の収納につきましては、個別の面談等を行い、収納及び分納誓約を提出していただいておりますが、これを見込んでの計上としております。

続きまして、19ページをお願いいたします。同じく13款でございますが、2項手数料の2目衛生手数料のうち、2節清掃手数料の1億823万円でございますが、説明欄にございます現年度分滞納繰越分を計上しておりますが、し尿処理にかかわります手数料として、毎年度の処理量から減少分を見込んでの手数料と滞納繰越分の見込み額を計上しております。し尿処理許可更新手数料としては、存目でございます。

次に、同じく4目土木手数料でございます。そのうち1節土木管理手数料52万円は、屋外広告物許可手数料50万円と都市計画区域及び建築証明手数料といたしまして2万円を計上いたしております。

次に、20ページをお開きください。14款国庫負担金でございますが、3目の災害復旧費国庫負担金、1節の土木災害復旧費負担金でございます。1億3,740万2,000円は、平成18年9月の災害の事業費でございまして、18年度に発注が残りましたものを19年度に発注・施工分とします国庫負担金を計上しております。

続いて、21ページでございます。同じく国庫補助の関係でございますが、2目衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金でございます。1,914万円でございますが、これは個人の方が浄化槽を設置する事業に

対しての補助金414万円、それと安芸高田清流園の施設整備に循環型社会形成推進交付金により取り組んでおります補助金として1,500万円を計上しております。いずれも補助率3分の1でございます。

次に、同じく3目土木費国庫補助金でございます。1節道路橋梁補助金7,700万円でございますが、これは地方道路整備臨時交付金として補助を受けるもので、補助率55%で、3路線の補助金を計上しております。次に、同じく2節住宅費補助金3,345万4,000円は、地域住宅交付金としまして若者定住促進賃貸住宅の田草住宅3棟3戸の建設に伴うものを計上しております。同じく3節建築物等管理補助金375万円でございますが、アスベスト対策事業費補助金としまして125万円、これは民間施設でのアスベスト除去に対しての国の補助金を計上しております。補助率3分の1でございます。耐震改修事業費補助金250万円は、耐震改修促進計画策定業務に対する補助金を計上しております。補助率は2分の1でございます。

続いて、22ページをお開きください。3項委託金でございます。3目の土木費委託金の1節土木管理費委託金2万円でございますが、これは広島気象台からの雨量観測委託金でございます。

次に、23ページをお開きください。県の補助金の関係でございます。1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち、説明欄の上の段にあります土地利用規制対策事業費補助金4万4,000円が建設部の関係でございます。これは国土利用計画に基づく土地取引の届け出に関する事務補助であります。

次に、24ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金でございますが、1節環境衛生費補助金289万8,000円でございます。これは浄化槽補助金でございまして、県の補助率3分の1の設置の補助金でございます。

続いて、27ページをお願いいたします。3項委託金でございますが、3目土木費委託金の関係でございます。1節の道路橋梁費委託金2億4,710万円でございますが、権限移譲によります県道20路線、それから改良にかかわるものでございまして、県道維持費にかかわるものとしまして1億円、5カ所の改良等にかかわりますものとしまして1億4,710万円、合わせて2億4,710万円を計上いたしております。2節の河川費委託金72万円は、県河川清掃の委託金として計上しております。3節砂防費委託金でございますが、141万円は県の権限移譲によります県施設の急傾斜地崩壊対策での2カ所分の維持修繕費を計上しております。

続いて、35ページをお願いいたします。雑入の関係でございます。3節雑入のうち、建設部管理課に係ります雑入としまして833万7,000円でございますが、これは国及び県からの樋門管理委託料が主なものとなっております。下水道課関係分につきましては、高田地区工業団地内での下水道処理場維持管理に係りますものを企業から徴収金としまして466万8,000円を歳入するものでございます。水道課関係雑入については、存目でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出の方でございますが、お手元に事前に配付の当初予算説明資料、こちらの方の33ページをお開き願います。歳出の関係でございます。担当ごとに説明させていただきます。

まず、管理課の庶務係の関係でございますが、33ページの上の段にあります土地利用対策費4万5,000円でございます。これは土地取引の届け出に関する事務費が主なものでございまして、消耗品等でございます。

次に、土木総務管理費1,745万5,000円でございますが、これにつきましては、建設部が入っております第2分庁舎の電気代等の光熱維持費のほかに、主なものとしまして、そこに掲げております各種期成同盟会等の負担金でございます。これは合わせて227万6,000円でございます。それから、耐震改修促進計画策定業務の委託料として500万円見しております。これは耐震改修促進法の改正に伴いまして、建築物の計画的な耐震化を図るための国の基本方針に沿い、平成18年度、県が基本方針を定められます。市といたしましても、国、県の基本方針に基づきまして耐震改修計画を策定するものでございます。

なお、この計画策定費につきましては国補助50%でございますが、平成19年度まで補助がございました。また、民間施設のアスベスト除去に補助金を国と市と合わせて250万円見しております。国は、平成18年2月に除去等にかかわる支援策として民間に補助することを打ち出しておりますが、補助対象としては、多数の者が利用する建築物となっております。国は、市と同額を補助することになっておりますので、市が125万円、同額、国125万円、合わせて250万円の補助として計上しております。

次に、道路橋梁総務管理費868万5,000円でございますが、これは道路の照明電気代の需用費のほかに、主なものとしまして、そこに掲げております道路台帳整備委託料としまして500万円を見しております。これは市道の道路改良を前に行っておりますが、その道路台帳の整備に200万円、また市道の見直しによります市道の台帳整備としまして300万円を見しております。これらにつきましては市内の市道の見直しで、例えば町ごとの境目におきましては、ある町では市道で町境まで来ておりますが、その先が林道になっておったり、あるいはまた林道でも生活道路的な利用形態の道路など、さまざまな形態がございますので、市道として見直しを図り、その台帳整備に充てたいというふうに考えております。また、生活道路舗装の補助金としまして200万円を見しております。補助率45%で、上限補助は50万円となっております。

次に、河川総務管理費1,166万9,000円でございますが、主なものとしましては、排水樋門管理委託料でございます。国及び県の河川に設置してあります国樋門61カ所、県の樋門8カ所の点検管理及び洪水時の開閉管理に関する地元管理者への委託料が主になっております。

なお、江の川にかかります許可工作物排水樋門4カ所、県河川許可工作物排水樋門2カ所、合わせて6カ所の地元管理委託料も計上しております。

す。そのほかに江の川にあります河川敷の公園・広場の桂地区水辺の楽校草刈り、下土師地区の水辺の広場の除草、また県河川清掃委託費等を見ております。

次に、都市計画総務管理費43万8,000円でございますが、負担金が主なものでございます。また、19年度から県が行います県内の都市計画基礎調査負担金として11万円を計上しておりますところでございます。

以上で庶務係に係る説明を終わります。

住宅担当とかわります。

○川角委員長

佐々木管理課担当課長。

○佐々木管理課担当課長

失礼します。住宅管理及び住宅建設の歳出につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の72ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費3,221万2,000円のうち、説明欄に書いてございます人件費を除きました1,643万9,000円を所管分として計上いたしております。節で言いますと、1節の報償費以下73ページの19節負担金補助及び交付金までを計上いたしております。

平成19年度当初予算説明資料をごらんください。資料の33ページの一番下段に書いてございます住宅の管理戸数でございますけれども、公営住宅282戸、特定公共賃貸住宅16戸、若者定住住宅22戸、若者マンション8戸の合計328戸の住宅管理費1,643万9,000円でございます。

なお、公営住宅につきましては、甲田町の堂ノ口住宅4戸の建設を18年度にしまして、吉田町の新町住宅2号室、3号室の用途廃止を行いまして解体をいたしましたので、平成18年度の末では2戸の増加をいたしております。

予算書の72ページにお戻りください。住宅管理費の主なものとしたしましては、11節需用費の521万円のうち、住宅修繕費といたしまして450万を計上いたしております。12節役務費196万1,000円のうち、火災保険料といたしまして103万円を計上いたしております。13節委託料の404万円のうち、水道施設管理のための委託料228万円、空き家等の除草業務委託料39万円、住宅の調査設計業務委託料といたしまして110万円を計上いたしております。15節工事請負費に殿前住宅台所屋根工事、下川根住宅床等修繕工事、春日住宅屋根塗装工事など3件480万円を計上させていただきます。この部分の3件とも本年度の予算に計上しておりますけれども、施工を19年度に先延ばした分でございます。

続きまして、2目住宅建設費でございますが、8,411万1,000円を計上いたしております。内訳につきましては、予算書の説明資料34ページをあわせてごらんください。若者定住住宅といたしましては、高宮町の田草地区に平成18年度から継続して建設をしております1戸と平成19年度に募集、建設を行います3戸、建設関係費用すべて含めまして6,932万6,000円、公営住宅の春日住宅整備工事といたしまして、用途廃止及び譲渡を前提とし、譲渡できない4戸の空き家解体除却及び解体後の改修

に要する費用730万1,000円を、それから若者定住促進団地整備計画策定といたしまして、平成17年度及び18年度に住宅を解体除却した甲田町の寿、向原町の小丸子住宅跡地の再整備計画の業務委託料208万6,000円、公営住宅、若者定住住宅の関連費用など単独費分といたしまして539万8,000円、合計8,411万1,000円を計上させていただいております。

以上、住宅関係の予算の説明を終わらせていただきます。

○川角委員長

続いて、上光建設課長。

○上光建設課長

それでは、建設課の所掌いたします歳出につきまして説明をいたします。

予算書69ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、市道の維持費としまして8,743万4,000円、県道の維持費として1億円の合計1億8,743万4,000円を計上いたしております。

事業及び実施の内容につきましては、予算説明資料34ページをお開きください。まず、市道の道路維持費でございますが、事業内容といたしましては1,174路線、813キロの維持を行っておりますけれども、事業概要は、道路施設維持の道路環境保全、道路構造物の維持、附属物維持と除雪に大別をされまして、実施の内容につきましては、総事業費8,743万4,000円で、主な内容は、11節の需用費の修繕料として329万7,000円、13節委託料におきまして337万7,000円、15節工事請負費としまして4,460万円、16節原材料費として80万円を計上いたしております。

次に、委託県道の維持費でございますが、事業概要としまして、対象路線として主要地方道5路線と一般県道15路線、合計20路線の138キロの維持を行うこととなっております。事業概要の方に書いてあります路線面につきまして、2カ所ほどご訂正をお願いしたいと思います。主要地方道におきまして吉田瑞穂線となっておりますが、吉田邑南線にご訂正をお願いしたいと思います。それと、一般県道におきましても瑞穂高宮線となっておりますが、邑南高宮線にご訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。実施の内容でございますけれども、総事業費1億円で、主な内容としまして、13節委託料において道路環境保全及び除雪費用としまして7,310万円及び15節工事請負費において道路構造物維持、附属物維持及び交通安全施設整備としまして1,840万円を計上いたしております。

続いて、予算書70ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路改良費でございますが、市道の改良費としまして国庫補助事業1億4,050万、地方特定道路整備事業2億1,539万円、県営事業負担金7,000万円、県委託県道改良事業1億6,101万円の合計5億8,690万円を計上いたしております。前年度比較8,400万円余りの減額となっておりますけれども、主な要因といたしまして、国庫補助事業の予算額の減額と県委託県道の一般県道志和口向原線が計画をしておりました工事区間の整備が完了となりまして、改良路線が6路線から5路線になったことによ

る減額が主なものとなっております。

道路改良費の内容につきましては、説明資料34ページの方にお戻りください。道路新設改良費の国庫補助事業ですが、地方道路交付金事業制度により、旧町より継続事業として引き継ぎました市場宮ノ場線、勝田根之谷線及び長田隠地線の3路線を予定をしております。実施内容といたしまして、総事業費1億4,050万円を計上しており、主な予算費目としまして、13節委託料において4,170万円、15節工事請負費におきまして1億120万円、22節補償補填におきまして2,700万円を計上いたしております。

次に、地方特定道路整備事業ですが、起債を主な財源とし、旧町から継続事業として引き継ぎました路線及び庁舎等建設に伴い、周辺市道の整備を予定をしております。予定路線といたしまして、市道一本木小山線、中山線、梶矢下川根線、高林坊線、高地長屋線等を予定をしており、庁舎周辺市道につきましては、庁舎玄関に導入いたします市道新町公民館線拡幅改良及び新町1号線におきましては、消防署の訓練場並びに駐車場として利用しております部分の拡幅によるバス停整備を計画いたしております。事業内容といたしましては、総事業費2億1,539万円をもって、15節工事請負費を中心に用地取得、補償物件移転などを行う予算を計上いたしておりますが、用地の補償交渉等の状況によりまして、総事業費の範囲内で路線間の調整等を行いながら、路線の早期整備を図りたいという計画をいたしております。

これらの権限移譲県道及び市道改良の位置につきましては、資料の方を用意しておりますので、ご参照をいただければというふうに思います。A3判の位置図を用意しております。黒字で書いておりますのが県道改良事業でございます。赤字が国庫補助事業、青い字が地方特定道路事業で行っておるものでございます。ご参照いただきたいと思います。

次に、県道事業負担金ですが、広島県建設事業費負担金条例に基づきまして、広島県広島地域事務所建設局が行います建設事業に対し負担をするもので、見込み額7,000万円を計上いたしております。

次に、県委託県道改良事業でございますが、道路改良として一般県道中北川根線、三次江津線、船木上福田線、主要地方道千代田八千代線の4路線と交通安全施設等整備事業として邑南高宮線の合計5路線につきまして改良を予定をしております。実施内容としましては、総事業費1億6,101万円を見込んでおりまして、主な費目としまして、15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償補填費を計上いたしております。

次に、橋梁維持費でございますが、市道の橋梁の維持に関するもので、鋼橋等、さびによる腐食を防ぎ、橋梁の長寿命化を図るものでございまして、橋梁の老朽度または緊急度等を診断を行いながら塗装の実施を行いたいと考えておりまして、300万円を計上いたしております。

次に、河川維持管理費でございますが、市の管理すべき普通河川におきまして、規模及び現状から災害復旧事業での採択等が困難な場所に

あって、かつ早急な対応を必要とするという現場に対しまして、この維持工事で実施をするもので、270万円を計上いたしております。

次に、県委託急傾斜地崩壊対策事業でございますが、これは昨年度から広島県より権限移譲をされました急傾斜地崩壊対策施設の維持修繕でございまして、甲田町勇山地区及び吉田町外堀地区ののり枠内の除草を実施をするもので、141万円を見込んでおります。

次に、公共土木施設災害復旧事業でございますが、平成18年に発生をいたしました災害のうち約7割程度を18年度発注といたしてございまして、残ります約3割分の30カ所程度につきまして、19年度事業で実施する計画としてございまして、総事業費2億3,050万円を計上をいたしてございまして、

以上で建設課の説明を終わります。

○川角委員長

西原地域高規格道路対策室長。

○西原地域高規格道路対策室長

それでは、地域高規格道路対策室に係る予算につきましてご説明いたします。

予算書の68ページ並びに平成19年度当初予算説明資料の37ページをお願いいたします。本市の定住と交流のネットワークづくりを進めるための広域的な道路網の強化の柱であります地域高規格道路東広島高田道路の事業推進を図るため、平成19年度新規予算として地域高規格道路対策費43万円を計上しております。

東広島高田道路、向原一吉田間の事業進捗状況につきまして改めまして申し上げますと、平成17年3月に向原町一吉田町間が整備区間に指定され、事業着手となり、以来、広島県において地形路線測量、詳細設計を実施いただきまして、今年度、吉田地区、向原地区を3会場に分けて地元説明会を行い、地元の皆様並びに土地所有関係者へご理解、ご協力を求めているところでございます。さらに平成19年度の事業計画につきましては、用地測量、建物等物件調査、トンネル水門調査、これはトンネルの地表及び地下水の流動調査や分布性質を調べる調査でございます。また、地質調査を行うとともに、吉田地区側から用地買収に着手したいという計画でございます。こうした県の事業計画を踏まえまして、対策室といたしましても県と一体となり、地元調整、地権者との用地補償交渉等、事業推進に邁進する覚悟でございます。また、広島県におきましても、財政健全化計画を進める中、財政状況が非常に厳しい中ではございますが、事業の早期完成を目指し、国並びに県に対しまして予算確保のため、東広島高田道路整備促進期成同盟会あるいは安芸高田市単独で要望活動を強力に展開してまいりたいと考えております。

以上のような状況の中、地域高規格道路対策室の事務費43万円の内訳といたしましては、国あるいは県への要望活動、県との事務打ち合わせ、用地補償交渉等に係る旅費、要望書作成経費、東広島高田道路整備促進期成同盟会への負担金等に係る経費でございます。金銭的にはわずかな予算ではありますが、大きな成果が上がるよう全精力を傾注してまいりたいと思っております。

○川角委員長
○新川下水道課長

以上でございます。

新川下水道課長。

それでは、下水道課にかかわります一般会計の歳出につきましてご説明を申し上げます。

予算書の59ページをお願いいたします。予算書の4款衛生費、4目の環境衛生費のうち、主なものといたしまして、19節の負担金補助及び交付金3,833万9,000円のうち浄化槽の設置整備事業費に1,920万円、これは浄化槽の30基分です。それから、繰出金3億2,552万1,000円のうち、市が設置管理をしております浄化槽整備事業特別会計へ5,303万8,000円、それから、次のページのコミュニティ・プラント整備事業特別会計へ252万3,000円繰り出すものでございます。

次に、61ページ、2項の清掃費のうち、2目のし尿処理費3億4,761万7,000円でございますが、主なものといたしまして、清流園での人件費、電気代等のほか、需用費や委託料などと市内し尿収集分のし尿処理事業にかかわります右説明欄1億3,865万7,000円、それから施設の管理費といたしまして、高田地区工業団地内での処理場の施設管理費466万7,000円と清流園の施設の管理費用といたしまして9,870万1,000円でございます。

それから、説明資料の方でございますが、36ページ、2段目から、し尿の処理管理費等を明記しております。この中で、清流園の施設の更新を検討する委託料などの事業費といたしまして5,772万円計上をいたしております。清流園につきましては、18年度におきまして環境影響調査と施設の基本計画として施設の規模、また水処理施設の方式、また資源化設備等の検討を現在行っております。19年度におきましては、こうした影響調査をもとにしまして、どういった影響があるかというのを予測をするまとめ、あるいは財産処分の申請、これは現の施設を処分するという形で、処分の申請でございます。また、基本計画をもとにしまして見積もり、仕様書の作成をいたし、これは幾つかのプラントメーカーから設計書等の提出をさせまして、それらをもとに事業費の検討、また技術の比較の評価等を行いまして、市が発注をいたします発注仕様書の作成をする業務をコンサルに委託するものでございます。そうした委託料と、また用地等の測量、また地質調査等を行いまして、できれば用地買収まで行いたいと考えております。以上が清流園におきます、し尿処理費の内訳でございます。

次に、予算書の62ページをお願いいたします。中段の農林水産業費の2目農業総務費での繰出金2億6,683万1,000円は、農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、飛びまして72ページをお願いいたします。予算書72ページですが、土木費、都市計画費のうち、2目の公共下水道費の繰出金3億6,751万9,000円は、公共下水道特別会計へ1億3,295万7,000円、それから特定環境保全公共下水道特別会計へ2億3,456万2,000円繰り出すものでござ

います。

以上で一般会計での下水道課が所掌しております歳出にかかわる説明を終わります。

○川角委員長 続いて、山本水道課長。

○山本水道課長 それでは、水道課にかかわります歳出についての説明をさせていただきます。

59ページをお願いいたします。4款の衛生費、4目の環境衛生費でございますが、そのうちの28節の繰出金でございますが、環境衛生総務管理費の1,928万円のうち、飲用水供給施設整備補助金といたしまして500万円、飲料水供給事業特別会計繰出金といたしまして912万7,000円、簡易水道事業特別会計繰出金といたしまして2億6,083万3,000円を予定しております。

次に、60ページをお願いいたします。水道会計事業費でございますが、694万6,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○川角委員長 それでは、ここで11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 予算書の61ページ、款4、2項の清掃費の中の清流園の事業費のことでお伺いをしてみたいと思います。説明資料では36ページでございますが、施設整備の事業費が計画されておりますが、現地等については私も地元議員としていろいろ聞かせていただいて、協力もいただいておりますが、今後の取り組みについてやはり地域として心配されるのは、最終処分の問題であろうと思うんですね。その辺をどのようにお考えなのか。まだこれからの計画なんで、具体的に余り進んだことは言えないかもしれませんが、現在までの状況をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○川角委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 ただいまのご質問に対しまして、先ほど予算説明のときに課長の方から幾分ご説明をさせていただきましたが、平成18年度におきまして施設の基本計画と申しますか、あり方について取りまとめをさせていただいてるという状況でございます。そういう中で、今後どういうふうなやり方でもって、やり方というのは、事業に着手までのやり方あるいは処理方式等について今後、検討を重ねていく必要があるということで19年度予算をさせていただいておりますが、現時点で少しわかる点について

担当の課長の方からご説明をさせていただきます。

○川角委員長

新川下水道課長。

○新川下水道課長

それでは、補足ということで、ただいまご質問がございました最終処分に向けての考え方ということでご説明をさせていただきます。

まず、現状から申しますと、清流園の方の施設が大変老朽化をしているということ、また下水道事業によりまず浄化槽の整備が進みまして、大変浄化槽の汚泥が多くなってきた。反対に、し尿の方は減るわけですが、減る以上に浄化槽の汚泥がふえてきたということで、規模的にも現在365日業務をしているような状況で、それでも追いつかないという状況であります。そういう中で、施設規模の拡大とあわせてこの改修計画が出てきておるわけでございますが、現在のやり方といたしましては、し尿処理をしまして、汚泥につきましては焼却をいたし、また水分につきましては膜ろ過、高度処理をいたしまして、直接河川に流すのではなく、中電の排水路がございます。そちらに流して下流域に放流しているのが現状でございます。

新しく施設を考える中で、これからの施設計画といえますのは、循環型社会に向けての整備が要求をされます。そういう中で、汚泥を焼却するのではなくて資源化をなさいたいという国の指導のもとで、そういった施設の整備も加えております。資源化におきましては、いろいろな方法があるわけでございますが、現在、国に対して申請をいたしておりますのは、コンポスト化、肥料にしたいという考えで今、示しております。これは市内のどの処理場から出ます浄化槽の汚泥あるいは下水道汚泥につきましても、現状はコンポスト化をしているのが通例でございます。そこらも考え合わせまして現在、検討をしてるわけでございますが、こういった資源化につきましては、なかなかコンポスト化はそれぞれ畜産等も含めまして現在、過剰ぎみになってるということで、それよりもまだいろんな方法があるんじゃないかということで、炭化をするとか、そういった方法論も今考えております。

そういう形の中で、汚泥分についてはそういった資源化をして、また自然界に返していくという形、それから絞った水分につきましては、やはり同じく処理をしまして、また排水をするという形でございます。当然現在しておりますそういった処理方式以下の改修はできませんので、それ同等、あるいはそれ以上のことの方式を現在考えながら進めております。最終処分につきましては、そういう形で進めていきます。

以上です。

○川角委員長

続いて、渡辺委員。

○渡辺委員

我々も、会派としてもいろいろ先進地の視察等を重ねておりますが、やはり最終処分というのか全国的にもまだこれなら最適というのが見当たらないように思うんですが。今、説明いただきましたように、肥料化あるいは炭化という方法が今現在では一番進んだ方法かなというふうにも認識をしておりますが、ぜひひとつこの清流園のみでなしに、全体の

施設の最終処分を最高の条件になるような方向で検討を進めてもらいたいということをお願いしておきます。

加えてもう1点、地域には以前からこれにかかわる関係で、生活道の改良等がまだお願いがされておるといふふうに思っております。と申しますのは、これは地域として高宮町では一番三次寄りというふうなことで、この地域の生活環境というのが、いわゆる密着は三次とされておるわけなんです、江の川沿いの県道が非常に狭隘で改良が難しいところなんです、その辺の、当初は向こうの375へ橋をかけてほしいとかいった話も出ておったというふう聞いておりますが、これは大変であろうというふうに思うわけなんです。とするならば、市は違いますが、隣接の三次市とも連携していただいて、江の川沿いの市道の改良ということも念頭に置いて取り進めていただけないかなという、これは行政要望としてお願いをしておきます。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり最終処分ということになりますと、いろいろこれまでも手法も検討する中で、なかなかこれが最適である、これ以上のものはないというのが非常に難しい状況でございますが、今ご指摘いただいたことも踏まえて、19年度の計画の中で専門的な分野の意見も聞きながら対応を考えていきたいというふうに考えております。

また、清流園がございます乙木地区では、意見交換会ということで我々も出させていただいて、場長さん、あるいは支所長さん、当然市長さんも一緒においでになるんですが、そういう中で、今のような要望もいただいております。県道の三次、江津、特に三次方面へ向けてがJR、川という非常に狭隘なところにあって通行が不自由であるということで、早急な改良計画等は難しいということもご承知をいただいている中で、昨年、三次市の方へ、これも県道の移譲路線でございますので、三次分について何らかの対応を考えてもらえんかというお願いは言っておりますので、引き続き三次市との連携を図りながら、少しでも改良できるような形で考えてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川角委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 予算書では68ページですか、説明によりますと、この高規格道路の43万円が要望なり、それから事業を早く進めるためにということで予算が計上されたという説明を受けたんですが、まだ正式には設計図は出とらんでしょうが、測量には入ってますよね、今、用地買収関連で。聞くとところによると、土盛りでずっと今の測量しておるところに道路をつくるということ聞いたんですが、そうすると、吉田の今、測量をしとってでしょう、あそこ一本木の手前ですか、あそこをずぼっと土手式でやる

と、集落の関係はどうなるんでしょうかね。道路が一本横へすぽっと入ったら、その集落の関係はコミュニティの面では大変困難が生じると思うんですね。どのように要望されるんですかね、その点は。

○川角委員長
○金岡建設部長

金岡建設部長。

ただいまのご質問でございますが、ご質問のとおり、かなり大きな盛り土のある道路ということになります。といいますのが54号線にタッチをして、江の川を橋で越えてトンネルに入ることでございますので、江の川のところのいわゆるクリアランスというのが少し高くなります。そういう関係で、経済効果等も含めて県がいろいろ調整といいますか、設計する中で、やはりトンネルの残土もかなりのものがございます。これらは、吉田側だけでなく向原側も同様な基本的には工法になるんですが、そういう中で、集落の分断ということも懸念される。そこらで現状にある市道等をどういうふうにつなぐかということで、県も地域の説明会等でもいろいろ意見を聞かせていただきながら、そういう内容での設計をして、現在、用地等の測量にも着手をさせていただいてるということでございます。

ちょっと詳細については、担当の西原室長の方からお答えをさせていただきます。

○川角委員長
○西原地域高規格道路対策室長

西原地域高規格道路対策室長。

道路構造につきまして、議員さん言われたとおり、盛り土工法で現在進めておるところでございますが、県の方でも、いわゆる高架による構造との比較検討を当然やっております、盛り土構造は高架構造に比べてどうしてもコストが安いということもございますし、地元からも盛り土工法じゃ地域が分断されるということで、要望なり出たところではございますけども、そこらは事業説明会で県の方も、先ほど部長が申し上げましたように、地域がなるべく分断しないように、地域内道路を機能回復するような努力もしていただいておりますので、そういうことの説明の中で、現在ではまだ戸島6区の方で事業説明会は今月末を予定しておりますけども、正力、吉田地区につきましては、現在のところのご理解をいただいておりますという状況でございます。

○川角委員長

ほかに質疑ございますか。

今村委員。

○今村委員

若者定住のための住宅及び道路改修等の面でちょっとお聞きしたいと思いますが、具体的には、若者定住住宅建設事業の関係で今回、高宮の分はよくわかったんですが、これから甲田、向原の若者定住対策ということで、いろんな形で調査に入ったり、あるいは両町の今まであった既存の住宅に対して、これからの進め方が検討されるということになるかと思いますが。あわせて長期総合住宅の中にもある、いわゆる甲田、向原を中心とした住宅促進ですね。それと相まって県の移譲には入っておりませんが、県道向原三次線の改修ですね、あこら辺で総合的なこれからの両地域における若者定住対策が必要だというふうに考えるわけで

ございますが、部内の中で今後こういったような形で進められようというお考えなのか、その方向性がわかれば、今の時点でお願いをしたいと思えます。

○川角委員長 答弁を求めます。
金岡建設部長。

○金岡建設部長 ただいまの若者定住住宅の関係でございますが、先ほど担当課長の方からのお話にございましたように、甲田町で既に老朽住宅ということで住宅を処分をさせていただいた。処分というのは、建物を壊させていただいた。現在、向原町の小丸子住宅というところで住宅を解体除去させていただいてると。これが18年度の県の地域住宅交付金事業ということで、本体の建物じゃなしに、いわゆる附属の事業で認めていただいた事業で対応させていただいてるものでございます。

これらの跡地は、昭和40年の当初ぐらいに建てられておまして、非常に住宅の環境が現在より変わっております。敷地造成も非常に狭いという中、今後この土地をいかに有効利用して、しかも特に若い方に定住していただくための施策ができないかということで、これまでいろいろ内部での議論を重ねさせていただいているわけでございますが。基本的には、それらの土地をある程度造成をして一定の条件を付して、若い方に住宅を建てていただいて住んでいただきたいと、こういう構想でございます。これらについて19年度でしっかり練って、それと、どの程度の規模のものが必要であるかという現地の調査等を行わせていただいて、方向性を確実にしたいというふうに思っているところでございます。

それから、主要地方道広島三次線道路改良につきましては、以前からも議員さん初め関係議員さん、いろいろご心配をいただいているところでございますが、特に甲田町駅周辺、また向原町の高等学校周辺から、未改良といいますか、歩道の整備がされてない道路で、県の方にも何回かこういう要望、あるいは市としても早急な対応を図りたいんだということで話をさせていただいてるところでございますが、県の方におきましても、一つは道路整備10カ年計画という計画に基づいて整備を進めるという大きな取り決めといいますか、事業の枠がございます。そういう中への位置づけ、あるいは現在、非常に道路予算が厳しい中で、これがそこへうまく整理ができるかどうかというのは、県の方も現時点では大変道路環境が悪いということは把握をしているんですが、いついつまでというところがまだ回答をいただけないような状況が現状でございます。そういう中で、19年度に道路等の整備のいろんな県との議論が出てくる中、広島三次線についての改良促進について、また我々としても最大限県に要望あるいは状況説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川角委員長 ほかに質疑ございますか。
今村委員。

○今村委員　今のやはり総合的な計画がこの問題については必要なんで、早急のその方向づけを地域に説明ができる状況をつくり出してもらいたいというのは、これは要望としておきます。

次に、予算資料の8ページの上水道及び簡易水道のこれからの経営構想の策定の問題でございます。17年、18年度において水道事業のあり方を検討されてきて、今回、ことしも、19年度も上水道及び簡水を含めて維持管理の方向性を検討するという事で予算が組まれておるわけですが、中で、これからの水道事業のあり方及び民間へのそういう施設管理等も含めて論議がなされるのかどうか、そこら辺のちょっと進捗状況と今年度の事業のねらいをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○川角委員長　金岡建設部長。

○金岡建設部長　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問ございましたように、水道事業、上水道、簡易水道、公営企業と両方今、動いているわけですが、将来に向けて国の方も大きな流れとして簡易水道事業を統合しなさいという方向性が出されて、今から具体的な話が出てくると思います。そういう中で、どういうふうな統合をするかというのが一つの大きな論点になってくるんですが、それらの内容を見きわめながら、今後の水道事業の方向性を出さなければならないということと、17、18年度で、現在あります施設について、おおむね大体どういう状況であるとかいうことについては把握ができた。まだまだ、小さい詳細のところまでなかなかいかないんですが、大体こういう状況にあるというところについては、まとめをさせていただけるということでございます。

それで、そういう中で、今、話がございましたように、各6町で水道事業の維持管理については、直営型あるいは一部業者委託型と色々な形でやっている中で、将来これらの施設について、やはり民間へ委託できるものはやるという方向が大きな流れになっているということで、包括的民営化という形の中で、19、20年度程度、少し慎重な対応も要するという事で、その中で民営化に向けてどのような形でやっていくか。他市との例等も含めて少し突っ込んだ議論をして、将来の維持管理について、これが実は非常に、これだけに限らず、特に水道等、夜間とか緊急対応が多い、しかも老朽化しているというような状況がございますので、そういうところも整理しながら、極力民間へ委託をできる手法をつくっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川角委員長　よろしいですか。

今村委員。

○今村委員　このことは各支所における管理の面でも、人的な要素から大きな課題だろうというふうに思うわけですね。したがって、政治的にそれが総合的な中で、本当に水道業務がとまることがあってはいけませんし、

そこら辺を視点に、あわせてこれからの維持管理のあり方を望んで、この質問は終わります。

○川角委員長 以上ですか。答弁要りませんか。

続いて、松村委員。

○松村委員 それじゃあ、説明資料の33ページのアスベスト除去の補助金ですが250万、これは国と市とで125万ずつということになっておるんですが、これは大体アスベストが利用された時期というのが40年代の建築ブームだったんかと思うんですが、市内の公民館でもアスベストが一部使われてるといふうなことで、それは、市の所管するこういう公共施設については除去されている段階じゃないかと思うんですが、この説明の中に、多数の者が利用する建物というふうなちょっと補足説明があったように思うんですが、一般家庭、また多くの者が集う場所とかいふうな部分とか、それはとりわけ例を挙げるならば、どういうところにこの250万が充てられ、それで事業費のあれは3分の1と言われたんだっただか、2分の1、ちょっとそこのところとあわせてちょっと聞き落としておりますので、お願いいたします。

○川角委員長 答弁を求めます。

河野管理課長。

○河野管理課長 先ほどのご質問でございますが、アスベストの関係は、これまで公共施設につきましてはいろいろ手を打っていただいておりますけども、国土交通省が18年2月に民間施設を補助する制度をつくられたということでございます。ですから、民間施設で多数の者が利用する施設、例えばその対象建築物としましては、事務所でありますとか工場、あるいは劇場でありますとか店舗とか、そういった多数の者が利用する民間建物を対象といたしまして、露出しているアスベスト吹きつけ除去に対して国も補助しましょうという制度ができた関係で、市も補助すると。ただし、国の補助につきましては、自治体が補助する額の同額を国が見ましようということでもありますので、自治体が補助する制度がなかったら国の制度はないんです。そういった関係がございまして、県等の建築指導室の方も協議いたしまして、19年度からこの制度を立ち上げようということにさせていただいたところでございます。補助率は3分の1でございまして、市、それから国と、そういったもので事業者に出すということにしております。

○川角委員長 よろしいですか。

ほかに。

金行委員。

○金行委員 今、松村委員と同じところでして、アスベストの分ですよね。これは当然のことだと思いますが、この250万ですか、これはどの根拠で250万を出されたのか。それとも何件をこうやって把握されてるのか、これはすごく重要な問題だと思う。やっとな国も、私に言わせりゃ遅いんですよ、こんな。同時に公共団体をやったときに、一緒にこういう政策を出さな

いけんのですよ。学校でそういう被害があるというのは、それは当たり前のことですから。それ、えっとしゃべってもしようがないが。この250万、これだけのものを出されたのか、何ぼか把握されとるのか。1件お聞きします。

もう1件、その上の耐震化改良促進計画策定の分ですけど、それももうちょっと詳しく、やっぱりこういうことで、こげなもんがあるというもんが把握されとるんなら、お聞かせください。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を求めます。

河野管理課長。

○河野管理課長 先ほどのアスベストの関係でございますが、確かに国の制度が18年2月にできたということでございまして、これは補助でございますが、それまでこのほかに融資制度も、例えば国民金融公庫でありますとか中小企業金融公庫とか、そういった機関から処理の融資制度はございました関係でございますが、国が制度をつくったということで、市もその対応をするということでございます。

なお、建築指導室の調査によりますと、安芸高田市内に工場で5カ所、ただし、1カ所はもう企業の方で処理されたということでありますので、現在、工場の1,000平米以上の調査でございますが、4カ所その施設があるということを聞いております。状況につきましては、そういった状況で、額につきましても、これも上限がどのぐらいかというところになるわけですが、県の方ともいろいろ検討をさせていただきまして、調整をさせていただきまして、そのようにさせていただいたところでございます。

それから、耐震化の関係でございますが、耐震化につきましては、先般、中国新聞でも県の耐震化計画の状況が出ておりましたけども、国によりまして耐震化促進をしよう。ところが、なかなか動かないということで一部改正がありまして、今回、県の方もその計画をつくるということでありました。その方向を受けまして、市の方につきましても19年度、耐震改修促進計画を策定する予算を計上させてもらったわけですが、中身につきましては、建築基準法が改正されております前の建物、昭和56年以前にある建物の調査をいたしまして、耐震化前の建物がどのぐらいあるかという調査をさせてもらいました。そして、特に人が集まる施設の建物はどの程度分布しておるかといった現況調査をさせていただきまして、その現況調査の中で、どういった耐震化を図っていくか、現況調査をもとに安芸高田市内の耐震化をどう図っていくかということを検討いただくという予定にしております。まず現況調査、それからその調査をもとに国、県に沿うような方向性を出していきたいというふうに考えております。

○川角委員長 金行委員。

○金行委員 大体耐震性の方はわかりました。

アスベストの件ですが、今5カ所で、1カ所はいい企業ですね、すぐ直したという、融資制度で直していくということで、あと4カ所は直さないということで調査表が出とるんなら、全額出すから直せというわけにはいきませんが、こういう制度があるんですから、そういうふうな指導をびしゃっとして、そこでも働いておられる市民の方もおられるんですから、やってください。終わります。

- 川角委員長 続いて、質疑ございますか。
青原委員。
- 青原委員 ちょっとお聞きするんですが、補助金の関係で、し尿処理施設視察参加者の会の補助金30万が出てるんですね。これはどういった性格のものか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。
- 川角委員長 答弁を求めます。
金岡建設部長。
- 金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、実は清流園、現在あるところ、規模等の拡大等も図る中での新たな施設建設を計画をさせていただくということで、これまで信頼関係に基づいて地元も非常に協力的な対応をしていただく中で、新たな事業をやるんだというところがある程度ご説明ができるような状況になりましたら、視察等をさせていただくために、バス等の借り上げということで予算を計上させていただきました。
- 川角委員長 青原委員。
- 青原委員 参加者の会というのがそこにあるんですか、ないんですか。
- 川角委員長 答弁を求めます。
金岡建設部長。
- 金岡建設部長 ここに書いてあります参加者の会という表現にしてありますが、その地区は乙木地区という地域でございます。これまでそこへし尿処理場ができるときから、そういう会がございまして、年に1回交流会をしながら現状を説明させていただいてる、そういう会でございます。
- 川角委員長 続いて、青原委員。
- 青原委員 地元対策ということで、確かに必要なことだろうというふうな思いがします。ただ、市内には、まだまだ今の特環とか農水とかの処理場等々のこともあると思いますので、そういうところにもやはり目配りをしていただきたいというふうな思いがしております。視察というのは、やはり事業費の中に組んでやるんが私はええんじゃないかのような思いがするんですが、そこらあたりの考え方を再度。
- 川角委員長 答弁を求めます。
金岡建設部長。
- 金岡建設部長 単独分ということで、こういう形での書き方になってるんですが、実際事業の関連でございますので、実施のときにはそういうことを踏まえてやるように十分注意したいと思います。
- 川角委員長 ほかに質疑ございますか。
杉原委員。

○杉原委員 お尋ねをします。期成同盟会を立ち上げて道路改良へ力を入れておられますが、その期成同盟会が何ぼあるのか、お聞かせをお願いします。

それと、生活道路舗装補助金200万あるんですが、これ上限を500万と説明で言われたんですが、18年度の実績と、ことし、19年度は200万円上げておられるんで、上限なら4カ所しかできんと思うんですね。それが上限になるかならんかわかりませんが。これは足らなにやあまた補正もやるんだとは思いますが、この事業の見通し、昨年の実績と。

それから、住宅管理費で328戸、現在まだあるというふうに言われたんですが、その利用率、これをお尋ねします。

○川角委員長 委員、ちょっと今のをもう1回。

○杉原委員 説明資料の33ページですね。住宅管理費で、全部で328戸あると言われたんですね。その入居率をわかればお聞かせいただきたいと思いません。

それと、次の34ページの市道の維持管理についてお尋ねをします。1,174路線の113キロあると言われたんですが、この維持について力を入れていただいとるんですが、合併して3年たった中で非常に舗装が傷んだ路線が多く見受けられる中で、その維持管理が滞っておると言っても過言ではないと思うんですね。そうした中で、関係住民からの要請が非常に多い中で、支所を通して申し込みしなさいということは申し上げるんですが、なかなかできんというような状況が続いておるように私は見受けております。これについて、路線も多い中で大変だとは思いますが、取り組みについてどのようにしていかれるのか。もう既にオーバーレイ舗装をやらないけんようなところもあると思うんですね。この予算じゃあなかなかそういったところまではいかんと思いますが、そのような取り組みについてお尋ねをするものであります。

○川角委員長 以上ですか。

答弁を求めます。

河野管理課長。

○河野管理課長 期成同盟会の関係でございますが、例えば主要地方道吉田邑南線の期成同盟会等ございまして、その期成同盟会が全部で道路で5件、河川で1件ございます。それから、生活道路の関係でございますが、18年度6件舗装をしております、額で128万2,000円でございます。

私の方からは以上でございます。

○川角委員長 佐々木管理課担当課長。

○佐々木管理課担当課長 それじゃあ、住宅の入居率、ちょっと率の方を出しておりませんので申しわけございませんが、公営住宅282戸のうち、現在225戸入居されておられます。それで、現在募集しているのと今度募集するのと含めまして13戸。それで、14戸につきましては政策空き家ということで、撤去予定ということで入居を停止しているものが44戸ございます。それと、特定公共賃貸住宅といいまして、収入が20万を超えた方、60万未満の方が入られる住宅が美土里と向原にございます16戸、現在、向原に朝日が丘、

尾原団地、各1戸ずつ空き家がございます。それから若者定住住宅、これはお好み住宅と、それから今度、子どもさんが18歳を過ぎられますと退居をお願いする住宅、合わせて22戸ございますけど、これにつきましては全戸入居されておられます。それから、高宮町にございます虹のマンションにつきましては現在8戸管理しておりますけど、7戸入居で、1戸あいております。今後、募集の予定でございます。

○川角委員長 以上、答弁を終わりますが、よろしいですか。

答弁を続けます。

○上光建設課長 市道の維持管理、とりわけ舗装の補修についてのご質問でございましたけれども、市道の維持につきましては、道路維持費の中のいわゆる工事請負費の中での維持修繕工事の中での対応をしておるところでございますけれども、この予算につきまして、各支所にあります市道の延長割で一応修繕事業として割り振っておるところでございますが、ただ、修繕が舗装のみならず、ほかの構造物施設の修繕との合わせでございまして、当面その対応といたしまして、路肩等の修繕、側溝等の修繕の方に多く回りまして、ほとんどが穴のあいたところのパッチング程度での補修で終わっておりまして、オーバーレイ等のある程度の規模の修繕に至っていないというのが現実でございます。この維持工事につきましては、全額一般単独の財源でございますので、ある意味、予算の範囲内の中で、そういったものも含めての対応をお願いをするところでございますけれども、当面、要望の多い危険箇所となります路肩等がよく出ておりますので、なかなか大きい規模での補修に至っていないというのが現実でございます。

以上でございます。

○川角委員長 河野管理課長。

○河野管理課長 先ほど道路の期成同盟会の関係1カ所落としておりましたので、期成同盟会は、道路の関係で6件、河川の関係で1件でございます。先ほど道路の関係1件漏れておりましたので、訂正をさせていただきます。

それから、生活道路の舗装でございますが、要望があれば対応していきたいということで、19年度も予算化をさせていただいております。

○川角委員長 よろしいですか。

それでは、ここで13時まで休憩をいたしたいと思えます。休憩に入ります。

~~~~~○~~~~~

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、午前中に引き続きまして再開をいたします。

質疑はございませんか。

赤川委員。

○赤川委員 午前中の杉原委員さんの関連で質問をいたしますが、生活道のことに

ついてでございますけれども。今まで私が認識しとったのは、旧町時代からそれぞれ町によって異なるところがあったかと思いますが、4件から3件になり、3件から2件になって、舗装をしていただいたわけでございますけれども、今回、この説明書を見ますと、先ほど説明がありましたように、補助金という形になっておりますし、また補助金が45%、最高限度額50万までということでございますが、そこらの変更になった時点からの今までの経緯、これからの取り組みについて、まずお伺いをいたします。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 この件につきましては、いわゆる生活道舗装、旧町で、今ご質問がございましたように、各町いろいろ取り扱いをされておりました。そういう中で、生活道に対する補助制度のないところもある町もございましたし、全般的に見直す中で、一つは農道の単独助成補助というのがございまして、そこらとの連携、例えば農道ではできるが、そこから先の生活道ができないじゃないかというようなことも合併後にありまして、そこらについて実は農道との連携を図る上でも必要であろうということで、この要綱を制定をさせていただいて、基本的には2戸以上で、最高限度額50万ということで取り扱いをさせていただくという、そういうスタートをさせていただいております。

そういう中で、地域によっては、それはあくまでも生活道、いわゆる市が助成ではなしに、これは地元がやっただいて、それに対して補助金を出しましょうという事業です。それ以外に、例えば生活道として市の方で直接やる必要があるものについては、これはケース・バイ・ケースなんですが、それについてはまた現状等を見ながら対応をさせていただくということもあろうかと思いますが、ここに掲げておりますのは、あくまでも市が直接事業するんでなくて、地元が地元の関係者の皆さんで、ある程度費用も出して舗装されるのに補助金を出させていただくという、そういう事業でございます。

○川角委員長 赤川委員。

○赤川委員 私の認識不足かも知れませんが、市になっても2戸で舗装をしていただくんじゃないように理解しとったわけなんですよ。それが農道舗装との関連もあって今日はそうするということですが、これは19年度からそうなるんですか、それとも今までにそういう改正があったんですか、そこをちょっと伺います。

○川角委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 当初、我々は3年間は、16、17、18年度で農道関係もそういう助成対応をしようということで取り決めをされておりましたので、それに連携をさせていただいていたんですが、19年度以降もやはりある程度、先ほどもありましたように、要望があるだろうということで、続けさせていただいてるということで、これは新規ではなしに、これまでもあったと

ということです。ただ、あくまでも補完的な事業ということでございましたので、要望に合わせて動かさせていただいたというのが実情でございます。

○川角委員長 赤川委員。

○赤川委員 ということは、いわゆる私道の生活道、2戸でも市としては全面的な舗装はしないと、この制度を使うてやれというように変わったということですか。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 基本的には、そういう中での整理をさせていただいてます。ただ、先ほど申しあげましたように、非常に大きな他の要因がある場合はケース・バイ・ケースでございますので、またそれについてはいろいろ状況を把握させていただく必要があるかと思いますが、基本的にはこの制度で、いわゆる民地等へ行く場合の舗装について、こういう対応をさせていただきたいということでございます。

○川角委員長 赤川委員。

○赤川委員 平成18年度、先ほど報告がありましたけれども、6件の100数万円ということで、当初の計画されたところまでいってらんのですね。それが舗装してくれというような意見のときに、もう金がないというようなことがあったことが事実なんです。そこらの対応を、やはり19年度はこういう方法でやるんじやと、市民にひとしくわかるようにしとってもらわないと、今までのことを思うとりますんで、問題が出てくるんじゃないかと思いますが、そこらはどのような対応をされるのか。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 その件につきましては、ちょっと内部で整理をさせていただいて、今後の対応を検討させていただきたいと思えます。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

杉原委員。

○杉原委員 説明資料の34ページなんです。地方特定道路の整備事業が7路線が継続事業でやっておられる中で、この継続事業の見通しですね、いつ完了なのかということをお尋ねすると、甲田中央線というのが現在、途中でとまるとるという状況がありますね。この線がどのように交渉がなされておるのか、またできるのか、できんのかという見通しですね、これをひとつお尋ねします。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 今の道路改良予定の7路線の状況については、建設課長の方からご報告をさせていただきたいと思えます。また、甲田中央線につきましては現在、ほ場整備等の絡みもありまして、いろいろ県の方との対応が議論されている状況でございます。そういう中で、そこらを見きわめて、ま

た事業着手できる状況があればしたいというふうに思っておりますので、少し我々の方もそこらの状況を、どういう今後の経緯になるかというのを見きわめているというのが状況でございます。

○川角委員長 上光建設課長。

○上光建設課長 地方特定道路整備事業の7路線についての事業の見通しということでございますけれども、まず吉田町小山で実施をしております一本木小山線でございますが、全体計画延長820メートルを1.5車線、いわゆる5メートルで改良を進めておるところでございますして、平成18年度まで220メートル完了しておりますして、本年度100メートルを実施する予定でございます。したがって、20年度以降で500メートルの改良と、まだ補償物件等が残っておりますので、この路線につきましては、はっきりした計画年次がわかっておりません。

続いて、八千代町の勝田で実施をしております中山線ですが、全体計画延長400メートルを2車線に片側歩道2.5メートルをつけて改良整備をしておるところでございます。平成18年度までに50メートル、そして本年度350メートルを舗装とともに仕上げまして、この路線につきましては一応本年度で完了に持っていきたいというふうに考えております。

それと、高宮町で実施を予定しております梶矢下川根線でございますが、全体計画延長120メートルを1車線で改良計画を予定しておりますして、この分につきましては本年度で完了に持っていきたいという考えでおります。

続いて、地方特定道路の高林坊線、甲田町の高田原で実施をしておりますけれども、全体計画延長270メートルで、2車線の両側に3メートルの歩道を設置して整備を進めております。平成18年度までが160メートル、平成19年度で、本年度で90メートル、残り20メートルを20年度以降ということでございますけれども、これにはJRのいわゆる踏切でございますが、JRとの委託がございますので、一応予定では20年度に向けて完了に持っていきたいという思いで進めております。

そして、甲田町の高地長屋線でございますが、これは計画延長、現在測量が済んでおります位置から3工区につけての延長が740メートル、1.5車線、5メートルで改良を進めております。平成18年度までが1工区について200メートル、19年度、同じく1工区ですけれども220メートルで、本年度で1工区につきましては完了に持っていきたいという思いでございますして、平成20年度以降、2工区以降を進めたいというふうに考えておりますが、具体的な完了年次はまだ決まっております。

そして、今回の新庁舎建設に伴いましての事業といたしまして、新町公民館線、新町1号線につきましては、新庁舎建設に合わせながら本年度、完成に持っていきたいという予定で進めておるところでございます。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ございますか。

入本委員。

○入本委員　大まかに分けて2点なんですけど、このたびの計画、投資予算が既に発表がありますように減額になっておると、前年比に対して。前年比に対しては減額ですが、19年度の事業計画にしては、当初の計画から何%の事業投資計画ができたのか。支所の要望等が非常に整備ということで密着しとる担当課とすれば、支所の意見も十分反映された部分があるかと思いますが、その分が投資効果によってできなかった部分がまたあるのか、吉田については支所がないんで、担当部局がやられたんでしょうが、非常に今の計画の中には、道路とか住宅とか水道とか、いろいろありますが、そういう基本的な予算と当初の財政問題との行き違いで減額になったという。しかしながら、建設部におきましては、ローリングをかけられて、既に数値を出しておられると。非常に前向きで計算高いところで、すばらしいと思いますけど、どういうところをローリングをかけられてやっていくかと。いいますのも、非常にわかりやすい数値で言えば、ここでは住宅については1万3,500世帯を平成14年度まで持つていくと。それで、1戸当たりが2.59という、これが3万5,000の基本計画のところにあったわけですよ、住宅整備の中では。これは若者定住だけではありませんけど、そういう計画のもとに、行政としてはそれに近づけるために、この若者定住の中の位置づけが当然何%かはあるかと思うんですよ。

今、私が聞くのは、この住宅施策だけ聞きよるわけじゃないんですが、こういうローリングをかけられた中で、また支所の要望に対する予算化を具体的にされた例があるかないか。また、このローリングをかけられた中で、まだ担当課からは発表がなかったんですが、資料としていただいている中で、そこらを踏まえてローリングをしたとか、大まかな基本的な考え方が担当部担当課においてはあろうかと思うんですよ。そのあたりを具体的には難しいですが、大体こういう基本計画に盛ってローリングをかけ、今年度の予算をこういう数値にしたと。よって、投資計画がこれだけのものができなかったとか、そういうものがあればお知らせしていただきたいと。

それからもう1点、これは小さいこと言や小さいんかもわからんですが、除雪の対応ですよ。18年度は多分予算に対して余ったんじゃないかと思うんですよ。余ったのがいいのか悪いのかというのは、それは余った方がいいにこしたことはないんですが、業者さんにしてみれば、冬の間は、いつ降るかわからん雪に待機しとるといって、その経費というのは、基本的な経費、路線に対して。契約してもらったときに、何ぼか負担をされとるケースがあるんかないんか。でないと、今度は路線、そういう除雪業者がよう受けないという声が出てくるんじゃないかと。ちょっとことしはよかったんですけど、19年度においてもそういう声が出かねないんじゃないかと。いうのが、動物の死骸も、きれいセンターの受け付けが対応がうまくできてないんで、できれば死骸処理もしたくない

というような状況も出とるわけですね。言うてみりゃ業者を泣かせとるという状況があろうと思うんです。ましてや地場の業者ですよ、それで非常に生活に密着しとる。そこのあたりをどのように、ことしの実績と19年度の除雪に対する、ことしのようなこともあるということになったときに、準備をしとってくださいと言っても、非常に無責任なところがありますよね。私が見ても、チェーンだけは巻いて、いつでもできる状態の姿を見たときから、1回も多分出動しとってないんじゃないかと思うんです。その機械はほかには使えませんし、そういう面があるんで、やはり地場産業、また地域住民に対するためには、最低限の必要経費というものは基本的にある程度サポートしてあげた方が、別に業者から言われたわけじゃないんですが、私が議会活動する中で、そういう関係を見ましたもんで、その点をちょっと伺うんでございます。

それで、住宅の方でこういうことはないかと思うんですが、最近、公営住宅なんかでも孤独死というのが非常に新聞紙上等で言われておって、地域でもそういう声があったわけですが。地域と公営の住宅というのは、ある程度そういうのも責任者として考えておかなくてはいけないんじゃないかなと思うんですが、そういう対応というものは、高齢者対策の管理費は別かもわかりませんが、担当課としてはどのようにされてるのか伺います。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 今年度、19年度事業に当たって、どのような基本的な考えで、ローリング等も含めてやっておられるかというご質問でございますが、特に建設部、道路関係予算が主になろうと思っておりますが、先ほども説明をさせていただいたように、継続事業をともかく早く済ませるということでないと、なかなか次の展開ができないということで、基本的スタンスとしましては、継続事業、ここにごございます7路線あるいは国の国庫補助事業の3路線、これらを重点的にやっていくと。ただ、そういう中で、全部集中投資という予算的なこともなかなか厳しい状況にございますので、例えば1.5車線化、本来2車線あるものを少し規模を小さくさせていただいたりして対処するというようなことも含めて、これは18年度、17年度ごろからそういう対応をさせていただいてるんですが。そういう中で、事業実施に向けて予算を計上させていただいてます。そういう中でも、庁舎関連等短期に仕上げていく必要があるものにつきましては19年度で、非常に対外的な効果といいますか、住民等の利用度の急激に上がってくるようなところについては、そういう形で事業費を組ませていただいております。

ただ、冒頭の予算説明の中でもちよっとお話をさせていただきましたが、国庫補助事業等あるいは県道の改良事業については、対前年からこれは事業費も合わせまして8,000万ぐらい落ちておりますので、今後そ

こちらについてどう整備をしていくかというのも大きな我々の課題であるというふうには思っております。

それから、除雪あるいは動物死骸の関係でございますが、ちょっと詳細、もしわかれば担当の方からもお話をさせていただきますが、基本的には、除雪は17年度から比べれば随分費用がかかってない、暖冬のおかげと言えそうです。実際に業者等も準備をされる中で、余り動いていただけないような状況でございます。これらにつきましては、基本的には県の移譲路線もございますので、県と一定の歩調を合わせてやらせていただくという考えのもとに、これまでも業者の皆さんの方へお話をさせていただいてるというのが状況でございます。

それと、動物の死骸処理につきましては、以前からも業者の方、特に大きい動物について処分が非常に難しい、厳しいという話がございます。先般も、県道を監視します県の維持課の方ともあわせて、きれいセンター等にもお話をしに行かせていただいたんですが、やはり構造的になかなか受け入れが、1階での投入が難しいというのが構造的な問題もあるということなので、きれいセンターの方でも何らかの対応を考えていただけないかということで、現状を見せていただく中でのお話はさせていただいて帰ったような状況でございます。今後そこらも踏まえて、また状況において県あるいは関係の方ともお話をさせていただきたいというふうには思っております。

それと、支所との関連ということでございますが、支所の方、今の道路改良の継続路線については、それぞれ担当課の方でいろいろ地元の住民の対応とか要望等を協議しながら進めているというのが現状でございます。そのほか維持修繕については、基本的には支所の方でそこらはやっつけていただいているんですが、状況によって予算措置が支所で足りないということがあれば、全体の予算の中で少し調整ができるものはさせていただいたりということで、建設課の中と業務管理の方でいろいろそういう話をしながら進めさせていただいているのが現状でございます。

あと住宅と建設の方の維持管理で数値がわかれば、担当課長の上光課長の方から。

○川角委員長

上光建設課長。

○上光建設課長

それでは、ただいまのご質問に補足説明をさせていただきます。

まず除雪ですが、ご指摘のように、本年度は、昨年に比べますと随分と降雪が少なかったということは確かでございます。本年度としましては、まだ実績としてはこちらの方で全部まとめておりませんが、北部の美土里、高宮において何回か除雪をさせていただいた部分と、凍結防止剤の散布につきまして何回か出動をいただいておりますという状況でございます。したがって、ご指摘いただきましたように、全然稼働をしなかったという業者さんもおられるというふうには認識をしますけれども、それらの業者さんに対しますいろんな配慮とか、そこらの分でございますけれども、実際には現在行っておりますのは、除雪をいたし

ますのに警察の方に道路使用許可等を業者さんの方は出されるということになるわけですが、これが毎月1回を出されるようになっております。これらについての経費につきましては、別途で市の方で払わさせていただきたいという方向でいっておりますし、さらにはモーターグレーダーあるいはトラクターショベル等の車検代でございますけれども、年間を通じての車検代を補償するわけにはいきませんが、その除雪期間における分については、車検代につきましても別途で支払わせていただくということで行っております。

それと、動物の死骸の処理でございますが、とりわけ大型の動物につきましては、今、部長の方からもありましたように、構造上3階まで持って上がらなければならないということから、委託業者の皆さんから、いろいろと改善要望等をいただいております。先般もきれいセンターの方へ、そこらの対処についてお願いをしてきたところでございますけれども、1点は、構造上、何とか3階まで持って上がる部分を軽減できないかということの部分の依頼と、もう1点は、これは広島建設局の方と今、検討しておりますけれども、大型動物の死骸処理につきましてはのいわゆる料金の改正部分、そこらも今現在、検討をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○川角委員長

佐々木管理課担当課長。

○佐々木管理課担当課長

公営住宅における高齢者対策でございますけれども、孤独死というのは幸いにも今は起きておりません。ただ、1件、原因ははっきりしておりませんが、甲田町で火災で亡くなられたというのは1件ございました。今、住宅としましては、新しい住宅には緊急ブザー等の設置をしたものも多くありますけれども、やはり古い住宅が多くて、そういう設備がしてあるものは数が少ないというのが現状でございます。福祉保健部にあります高齢者対策の方での安心電話というのを結構つけていただいておりますとは思いますが、まだまだ十分ではないと思います。支所と、それから高齢者対策の担当部署と協議しまして、今後いろいろと検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○川角委員長

答弁を終わります。

続いて、入本委員。

○入本委員

総合計画につきましては、もう少し具体的に言っていただければありがたかったんですが。建設部においては、事業評価するのに非常に簡単などこなんですよ。先ほど継続のところでも同僚議員が聞いたときに、ことし何メーターするとか、残りどうすると。そうすると、やはり事業概要のときに、我々から質問しなくてもいいように、継続事業の何%の進行で、今回の事業で、きょうの予算説明の中でも終了とか、ああいう説明もありましたですね、終了したから減額になったとか。だから、この継続事業は何%の完了で、ことしで何%になって、あと何ぼ残っておると。これが一番親切だし、我々も一々聞かなくても、見るだけで済む

という。やっぱりこれだけ余白があるんだったら、そこらをうまく使ってもらいたいという気もあるんですよ。そういう意味では、そういう予算づけが投資効果があるとかないとか判断できますので、そういうところを次の参考にして資料をつくっていただければというお願いと、今言われた中で、やっぱり支所の声は、継続事業で終わるという形で、例えばどこか1件でも、向原でも吉田でも担当課が出てきて、ここが担当課とすれば、急遽せないけんかった予算が支所の声によって予算化したとか、こういう課題が残るととか、そういう具体的な例が、先ほどの除雪にしても少なくなっておりますがじゃなしに、今年度はこれだけ予算しとったんですが、申請経費は例えば1,000円なら1,000円は、車検代は1万円のうち何割、そういうふうな数字を言っていたかないと、我々は業者さんがどれだけやとるのかなという、十分にすれば、私が今思ふたことを言うことも必要ないですし、そじゃけど、例えば除雪の経費はかからなかった分は、そういう対応していただいた方には財政課として今度の入札のポイント制の中に、そういう対応業者はポイントを上げて、その有利性をそこで補っておりますというような、そういう連携したものがないと、私が聞く中では、行政はスポット的にやって、何のボランティアをしても地場の産業に対して特典がないと。先ではやっぱり地域住民があるから、行政が言うけえやってあげないけんという温かい気持ちをどこで救ってあげるかというたら、そういう業者は優先順位をポイント制にしてやってあげるとか、そういうところの配慮というものがあるかないかで随分私は違ってくるんじゃないかと思うんですよ。

だから、ここで聞く場合は、先ほどの基本計画を聞く場合は数字が言えないかもわかりませんが、やっぱりそういう一つの支所と本庁が連絡とれてうまくいってるなど、確かに支所の声が届いて、担当部が予算化したんだとか、できんかったんだというのがわかると思うんです。だから、具体的に出ない地域がどうか、出る地域がどうかという問題ではないんですが、そういうところの答弁が聞きたいわけなんで、そのあたりに実例があれば聞かせていただければと。我々も地域に帰って、うちの方はすぐれとるから後回しになってますよと、何年後になりますよということが、やはり全体を知らないけんのですが、我々も全町をくまなく歩くということが非常に難しい。やはりこういうところで説明をいただければ非常にありがたいというふうに思います。

住宅の孤独死については、先ほど言われたように、確かに福祉保健課とタイアップしなきゃいけないことがあるわけですが、都市でない田舎ですから、やっぱり防止策を、市内の方では3年も放置しとったというようなテレビ報道等があつて、非常に地域としてはコミュニケーションが足りない状況がある。安芸高田市ではそういうことがあつてはならないと思いますので、今言われたように、現状を把握しておられるんで、今後の十分な対応を福祉課と相談してやっていただければ、それでいい

と思います。再度、悪いんですが、そのあたりを今の2点ぐらいに分けてご答弁いただければというふうに思っております。

○川角委員長 答弁。

藤川副市長。

○藤川副市長 それでは、答弁申し上げます。

まず、総合計画に基づいての予算編成でございます。この財政収支を見通ししながら予算編成をつくっていくわけですが、まず19年度は、再三申し上げますように、先般、お配りした総合計画、財政計画の整理手順というものをお渡ししとろうと思っておりますが、まず事業の整理については、重点事業について、そのもとは建設計画に基づいて整理をしますよと。それで、既に着手している継続事業については、財政推計を見ながら計画を計上しております。さらに、下水道、簡易水道については、上限額を定めて、それぞれ年次計画を定めております。いずれにいたしましても、財政推計を収支を見ながら予算編成をしていくわけですが、まず19年度は、一応投資的経費等については3割削減をしていきたいと思います。それで、その他の一般行政経費については1割削減したいと思いますというような基本でやっております。それで、その財政収支について、まず歳入については地方税、交付税の見通し、また交付金、使用料等を見通しております。それから、歳出については、固定的な観念の強い人件費とか扶助費、借金の公債費、それから物件費とか補助費とか、先ほど言いました投資的経費を定めていくわけでございます。

先般からいろいろご議論いただいておりますが、この総合計画については早急に着手して、5年先のそういう数値を積み上げ方式で定めたいと思っております。事業化の方は、そういう財政収支を見ながら、過去の16、17、18年度、19年度、20年度、一般財源とあわせながら予算計画の上限を定めておるところでございます。それと同時に、先ほどからありましたように、支所との連携を強くして、どの地域にはどんな要望があるかというのを今後、私、副市長が中心になって支所とヒアリングをしながら吸い上げていきたいと思っております。ただし、そこで財政を見通しながら、これも実施計画を組み入れなくてはいけないと思っておりますので、その点をご理解のほどを頼みたいと思っております。いずれにしても、ご指摘がございましたように、そういった、これは建設部だけではなくして、各部全体の積み上げをやりながら、そこで財政収支を見ながらローリングをかけながらやっていくということが基本でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○川角委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 もう1点、除雪等で地域に非常に業者の方は貢献されてるんじゃないかと。これは除雪に限らず、昨年起きました災害におきましても、やはり地域の建設業者の方に大変お世話になって、緊急対応、また今後の災害復旧についてもやっていただいている現状でございます。そこらを踏まえて、我々も十分業者の方との連携も深めていくという必要がございます。

すが、ポイント制については、現行制度でそれが可能であるかどうかというのはいちよつと承知をしておりませんし、そういうようなことのご質問があったということで、今後そういうことが対応できるかどうかということも検討の課題ということですが、現行制度でそういう手法については、なかなか厳しい状況があるんじゃないかというふうには思っております。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。

入本委員。

○入本委員 さっき言うた手続経費と車検代の実態をちょっと知りたいんですが。

○川角委員長 ちょっと暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

上光建設課長。

○上光建設課長 今回、補償をいたします道路使用許可あるいは車検代につきましての具体的な数字ということでございますけども、まず警察の方に届け出て許可をとります道路使用許可でございますが、これが1回2,400円でございます。これを補償していきたいということと、車検代でございますけれども、これは車両によって金額そのものが変わってまいりますので、基本的な考え方を申し上げますと、その車検代、年間の日にちで割ったものを契約期間に掛けて補償するというものでございます。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。

入本委員。

○入本委員 金額を聞いておるので、一例で結構ですので、どのくらいかかって、期間が100日なら100日分がこれですというふうに言っていただければいいんですよ。

○川角委員長 答弁を求めます。

今、執行部の方で資料を持ち合わせていないということで、もう少し後で答弁ということですが、いいですか。

入本委員。

○入本委員 予算にこれが入らんのならいいですが、予算に入らんとるんなら、やはり答弁できるのが本来の姿ではなかろうかと私は思うんですよ、積算しとられるわけですから。それだけおられてその資料がないというのが、わからんというのが私は疑問なんです。前例に基づいて、例年に基づいてやとられるわけでしょう。

○川角委員長 上光建設課長。

- 上光建設課長　この使用許可にいたしましても車検代のことにつきましても、これまでの要望を聞いておりました、この年度から実施するものでございます。この年度というのが18年度から実施するものでございます。本年度の当初予算にいたしますれば、実際除雪の場合、具体的な数値というものがあくまで想定という形になりますので、その積み上げたものでなくして、大体これまで計上しておりました額に近いもので計上させていただきましたので、今回のこの積み上げで計上したものではありません。
- 川角委員長　答弁を終わります。
入本委員。
- 入本委員　今の答弁で、はい、わかりましたと言うてもええんですが、18年度から実施しとるんなら、全然1件もなかったということですか、18年のこの車検を受けられたとかいう実例は。だけど、何%ぐらい補償するとか車検代の最高限度10万円とか3分の1とか、18年度からはそういうものがあるって、今口にされたんじゃないんですか。そこらは全くないんですか。
- 川角委員長　答弁を求めます。
金岡建設部長。
- 金岡建設部長　ご指摘のように、数値については今持っておりませんので、大変申しわけありません。例もまだそう数があるということでないんで、今、調べるように指示をさせていただいております。
それと、除雪につきましては、今申し上げましたように、自然を相手ということなので、ある程度の予測の予算を計上させていただく中で、その年度内の降雪量によって、また補正等での対応をさせていただくという状況がございます。今後におきましては、そのご指摘の点も含めまして、十分予算等の措置に対して気をつけてまいりたいと思います。
以上でございます。
- 川角委員長　入本委員。
- 入本委員　だから、ここで説明のときに除雪という言葉を使われなきゃいいんですよ。除雪については補正で対応しますということになると、審査対象から外れるわけですが、市道の維持管理のときには除雪という言葉をちゃんと入れられてるんですよ。そうすると、ここには除雪として云々という、そういうふうな予測として、季節だからわからないからという、だんだん追及していくと、口にはしたけど、言うただけで、基本的な考えが見えてこないんで聞いとるわけなんですよ。だから、今のような申請書については2,400円という数字が出るんですよ。だから、車検に対しても上限が多分あるはずですよ。今のようないく日分というのがありますよね。何日分じゃけど、これは日にちだけ、金額は今言いましたように車種によって違くと、そうすると車種のかかった金額の何分の1をしますというのが。だから、今の例えば、失礼ですけど、100万円かかったとすれば、100日とした場合、3分の1を行政が負担して、3分の2を業者というふうに理解してよろしいですか。
- 川角委員長　上光建設課長。

○上光建設課長 先ほど基本的な考えを申し上げましたように、年間の中での除雪期間の費用部分を出しまして補償いたします。それで、いわゆる限度額の部分の考え方でございますけれども、現在、この限度額の具体的な数字は県ともに決めておりません。いわゆる必要な最低経費がございますので、それと修繕費という部分もございまして、その修繕費の部分で、幾らかそこらの検討をする部分が出てくるかとは思いますが、現在、県との協議の中では、限度額という分については設定をしておりません。以上でございます。

○川角委員長 入本委員。

○入本委員 私もちよっとよく理解できないんですが、余りしつこく言うのも何かと思うんですが、やっぱり県としてないとか、これは地場の人ですから、そういう気持ちがあるなら、ある程度数字を握っておられて、業者さんにここまで市としてやりましたということをしてあげるのが、ただ書いてるけど、県との交渉で、結局ありませんでしたと、今のような感じに聞こえるわけですよ。今言うように、季節によって除雪対応があるときもないときもある。しかしながら、そういうものを維持しとかんと、生活環境を守れない、道路環境を守れないという業者さんもおられるわけですよ。そうすると、できる限りのことを、今のように年間の経費の云々というのは非常にいいことなんですよ。そこらの姿勢がやっぱり業者さんに伝われば、そのあたりは、だから、18年度から計画されたと言うてんですけど、18年度は実際問題として対応するときにも、これも数字が当てはまらない。19年度もまた不安定という形で、このたびも維持管理について契約されるつもりなんでしょうね。ちゃんとこういうことがありますよということを業者さんに説明して、今度、路線契約をされる予定ですか、19年度は。

○川角委員長 答弁を求めます。

上光建設課長。

○上光建設課長 ただいまのこういった補償の分でございますけれども、18年度から一応実施をするということで、業者さんの方ともそこらの部分は確認をしたところでございますけれども、ただ、実績といたしますのがこの3月、実際稼働にしましても、今の車検の分につきましても、まだ具体的にこちらの方に出てまいっておりません。したがって、ちよっと今からそれが出てくる部分であろうかと思っておりますので、具体的な数字的なものは、それ以降でお願いしたいと思うんですけれども。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。

入本委員。

○入本委員 くどく言いませんけど、結果くどう言うたんですけど、やっぱり出すいうんなら、出す基本的なベースのものがないと、例がないけえ出さんのじゃなしに、例があって使わなかったとか使ったとかいうんならわかるんですが、出てみにやわからんと、車検受けてみてもろて、申請がな

けにやわからんというような位置づけというのはおかしいんじゃないですかということで、もうこれはいいですが、そこらをもう少し整理されておっしゃっていただかないと、今、数字のチェックをしとるわけですから、理屈的なことでなくて。やっぱり数字をこういうふうに見るんですという、上限がありますとか、ありませんとか、そのための積算でここにありますが。そういう場合は、次の補正でやりますとか、そういうふうに言っていただければ私らは理解できるんですが、今の見るようになってるが、実例がないんで、どがになるかわかりませんというような答弁はいかなもんかと思しますので、そこらを整理しとってもらいたいということで、答弁は結構ですので、終わります。

○川角委員長 ほかには質疑ございますか。

熊高委員。

○熊高委員 説明資料の36ページのし尿処理施設整備事業、先ほども同僚議員から質問がありましたけども、改修をするというふうな事業があるということで、調査をするという方針ですよ。ここらの改修をするという基本的な方針をどんなふうにして考えて今回調査をされ、用地買収まで持っていきたいというふうなお話でしたけども、それについてもう少し詳しくご説明願いたいというふうに思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 清流園の改修でございますが、18年度で基本的な考え方を整理して、19年度からもう少し具体的な処理の方法とか規模などについても検討させていただきたいというふうに思っております。ただ、これは、ご承知いただいておりますように、とめて、壊して新しくということにならずに、稼働させながらということでございますので、今、我々が思っておるのは、そういうことをしながら隣接地へ増設あるいは新しく必要なものはつくっていききたいというふうに思っております。そういう中で、一つ大きな考え方、処理の方式の中で、やはり最終的な汚泥の処分をどうするかという、先ほどありましたようにコンポスト化が大きな全国的には考え方であるんですが、これも実際にそれを処分するには、またいろいろ苦勞もあるということでございまして、もう1点、炭化をすると、炭のような状態にして、これをうまく活用できないかというような考えもございまして、そこらもあわせて19年度にやりたいというふうに思っております。

あと少し詳細等補足があれば、担当課長の方からさせていただきます。

○川角委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 それでは、詳細につきまして若干報告をさせていただきます。

18年度におきまして、し尿処理施設の計画の支援事業ということで、交付金によりまして委託料等の補助をいただいております。これは18年度におきましては、し尿処理施設の規模を決める業務、また処理方式をどのようにするかというような業務、また基本的な計画、基本計画をど

うするかという形で、現在まとめに入っております。それらを受けまして、また委員会等で報告をさせていただきますが、36ページに掲げております19年度の業務内容につきましては、18年度におきまして生活環境影響調査というものを実施をいたしております。これは一定程度の処理施設の規模が発生した場合、生活環境影響調査を義務づけておりますので、この調査を実施した結果を今度はどういった処理方式でこの施設が稼働した場合に、周囲にどういった影響があるかというのを予測をする必要がございます。それらの予測とまとめにつきまして、19年度でやりますよということでございます。

それから、敷地の造成設計業務ということでございますが、現在、基本計画といたしまして、処理規模を決めた段階におきまして、現在の敷地の中で現施設を稼働しながら果たしてできるものかどうかという検討、また隣接地に若干余裕地がございます。そこらの敷地をいかに利用しながら、新しくつくっていくかというような考え方を今年度まとめまして、それによつての詳細な敷地の造成設計に入りたいと思っております。そういった設計業務、また建物の施設につきましては、こういったし尿処理施設におきましては、プラントメーカーがある程度決まっております。

そういう中におきまして、その発注をします仕様書を作成する場合に、一定程度の市の条件をずっと積み上げてきて、その条件に見合ったような仕様書を作成する必要がございます。そういった仕様書の作成につきまして、19年度にやるということでございます。メーカーの方は、そういった基本的な仕様に基づいて、各社独自の処理施設なり設計図を完成させまして、それぞれ市の方に提出をしていただき、それらを果たして安芸高田市に合った処理方式にいかどうかというような技術の比較評価をするという業務としまして、安芸高田市に一番理想的な仕様書を作成するという形になります。この仕様書をもとにしまして、来年度に向けまして発注をしていくということで、そういった大きな仕様書を作成する業務が19年度でございます。また、敷地を設定しますと、そこでのいろんな土質調査あるいは造成設計をするための詳細な測量、また用地等の測量を行いまして、その中で用地買収に入っていくというのが19年度の主な業務でございます。

以上でございます。

○川角委員長 以上で答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 大体の詳細の状況はわかりましたが、具体にもう少しお聞きしますが、環境調査は特にどういった項目をやられるのか。これまでの課題として、今の施設がどういった課題が出ておるのか、ないのか、その辺についてまず1点お伺いしたいということと、今までも処理量の予測でこういった施設も当然改修ということになるんですが、将来的な処理量の予測を何年ぐらいにされて、この施設改修という今回の計画を立てられるのか、そこら辺についてももう少し確認をしておきたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。
新川下水道課長。

○新川下水道課長 生活環境影響調査の成果ということでございますが、現在、これは業者の方でまとめておまして、まだ実際の業務の成果としては出されていないわけですが、調査内容といたしましては、直近の河川等の水生生物等の調査をしております。実際に魚をとったり、水の中での水生生物の採取をしております。また、騒音につきましては、し尿処理施設に向かつての収集車等の往来等がございますので、一定の場所に騒音の測定器を設けまして、一定程度の期間をそういった測定に当てております。

また、周辺部におきます大気の状態ということで、民家の庭先を借りまして、そこにそういった大気の測定装置をつけまして、これも四季を通じた形で一定期間を設けまして、そういった測定をするという形になっております。今の現在の状況をそういった形でしっかり把握をしておきまして、次に、これから設計をいたします施設の規模あるいは処理施設によりましていろんな大気の影響とか、こういった排水が出てくるというのが想定されます。そういった想定数値をもとに、現在ある環境影響にどのように影響するかというのが予測でございます。これらをまとめておくというのが、国がこういった処理施設を申請をいたしますときに一緒に添付をする、義務づけられている環境影響調査でございます。

それから、処理量等でございますが、今からの下水道計画によりまして、し尿処理の量が減ってまいります。また浄化槽整備等によりまして、浄化槽の汚泥量がふえてまいります。そういった基本的な数量を、し尿処理施設の場合、15年間の間での予測ということで大体立てるわけですが、その中で、当然最大の量が出る時期がございます。そこをはじき出しまして、それをもとに処理規模を決定をしていくという形になります。当然若干割り増しとか、そういった計算式がございます、それらをもとに処理量を決めていくという形になります。ですから、ある程度、現在でもそうですが、処理施設が老朽化してまいりますので、どの期間を設けるかという考え方の中では、15年間、これから加味していくという形になっております。

以上です。

○川角委員長 答弁を終わります。
熊高委員。

○熊高委員 これまでの問題というのはなかったんでしょうか。例えば臭気なんかのものが少し実際にはありよったんだというふうに思うんですね。そこらの課題について現況はどうか、将来的にそういったことも含めてどのように処理していくかというような検討もされておるんだというふうに思いますし、その点が1点と、15年間ということですが、大体最大を想定してということですが、その最大が以前聞いたような気がするんですが、いつで、どのくらいに予測をして、15年間の中でどの程度に

なるんかというのもこの際、そういったことをスタートするということで調査が始まるんですから、数字的なこともちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

○川角委員長 答弁を求めます。
新川下水道課長。

○新川下水道課長 これまでの経過等は、片岡場長さん、この場におられますので、後でちょっと説明をさせていただければと思います。

先ほどありました基準年でございますが、現在、はじき出しております排出量のピークといたしますのは、平成24年から25年の段階での処理量が一番多いという形になります。これは改めまして委員会等でまとめましたら、報告をさせていただくわけでございますが、そういったし尿が逆に減っていく中で、浄化槽汚泥量がふえてきますよと。また、これには農業集落排水事業、農集の施設の汚泥も入ってまいりますので、そこらを全部含めまして、平成24から25年がピークという現在データが出ております。そういう中で、現在、日量50キロの処理をしとるわけですが、大体1.5倍といたしますか、76キロ程度の処理能力が必要だという形に現在まとめに入っております。

以上です。

○川角委員長 片岡場長。

○片岡清流園場長 ただいまの臭気等の問題でございますが、地元の方とは覚書をしておりまして、年に一度の意見交換会を持っております。そのときに、こうして年々臭気の問題も地元から出てまいっておりますし、また施設の周囲の草の問題とか、あるいは構造物が少し汚れたとかいう問題も発生をしております。そういう問題が地元から再々出ておるわけでございますが、それと、先ほど下水道課長が申し上げましたように、平成3年に施設の増設の工事を行ったところでございますが、平成8年からは非常に処理量といたしますか、浄化槽の施設が旧町各町、小型の合併浄化槽とか大型の農業集落排水施設等が完全に普及してまいりまして、能力が非常に不足をしてまいりました。そして、本当の浄化槽の施設の清掃ができなくなったということがございまして、今現在も続いておりますが、市内の公共の下水道の施設の方で処理の委託をしているのが現状でございます。そういった関係がございまして、こうして更新に向けた調査あるいは計画を今現在、行っているところでございます。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。
熊高委員。

○熊高委員 なについては大体理解できましたんで、部長にお聞きするんですが、先般、財政計画の中間が出ましたけども、それによって21年がし尿処理場の建設時期だということで、そこらも見込んでこの建設事業ということも進めていくということですが、そこらの財政的なことも含めて、十分承知の上で進めていくという検討をされておるのかどうか、お聞きした

いと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。
金岡建設部長。

○金岡建設部長 今ご質問がございましたように、大変大きい事業投資ということで、我々も将来に対しての事業費の確保といいますか、そういうことは懸念をしておりますが、現時点では国のいわゆる補助制度あるいは有利な起債等を充当する中で、予定どおり事業を進めていきたいということで、これは財政の総務部あるいは計画を持ってます自治振興部等ともよく協議しながら、また市長、副市長の指示を仰ぎながら計画に向けて進みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。
熊高委員。

○熊高委員 もう1点、これにも関連するんですが、先ほど処理量にも関連して出てくるんですが、小型合併浄化槽とか農集とか、いろんな関係の下水関係の処理の見直しというのを市長もするんだというふうに言われておりましたが、19年度はその辺の方針の中でどのように変わっていきつつあるのか、確認をしておきたいというふうに思いますが。

○川角委員長 答弁を求めます。
金岡建設部長。

○金岡建設部長 市長の施政方針の中でも少しそこらは触れておられますが、今後の下水道、いわゆる浄化槽も含めての方針としましては、現在の公共下水道あるいは特定環境保全公共下水道がそのまま将来にわたって伸びていくという環境にないことから、19年度でその周辺の地域について再度見直しをさせていただいて、浄化槽等の導入を図りながら、住民の皆さんに少しでも早くそういう快適な住環境をとっていただきたいという、そういう意味で、19年度、まだ整理されていない地域については整理をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 19年度ですべてそこらが整理をし切って、方針をすべて整理をし直すということですか、お伺いします。

○川角委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 一応基本的な考え方は、19年度で整理をさせていただきたいというふうに思っておりますが、細部につきましては、まだ今後いろいろ検討することもありますので、そこら辺についてはもう少し年度をかわりまして、時間をいただきたいと思っております。

○川角委員長 ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。それでは、ここで2時20分まで休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○川角委員長

それでは、休憩を解いて再開いたします。

続いて、議案第45号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長

公共下水道193ページをお願いいたします。議案第45号、安芸高田市公共下水道事業特別会計予算といたしましては、19年度、前年度より17%減の3億5,469万5,000円になっております。主なものといたしましては、吉田町の都市計画区域内の下水管路工事等でございます。このほか施設の維持管理費として計上させていただいております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

○川角委員長

新川下水道課長。

○新川下水道課長

それでは、私の方から予算書と予算の説明資料によりましてご説明をさせていただきます。

予算書の200ページをお願いいたします。歳入からでございますが、加入者分担金を現年50件、また過年度分を合わせまして1,141万4,000円、また下水道使用料をこれまでの実績と新規の使用料を見込みまして3,012万3,000円、また国庫補助金につきましては、事業費の2分の1の補助金といたしまして4,500万円予定をいたしております。

次の一般会計からの繰入金は1億3,295万7,000円です。諸収入の雑入1,300万円のうち、消費税還付金100万円、またその他、吉田の浄化センターへの浄化槽汚泥投入料を一般会計から収入するものでございます。

202ページでございますが、7款の市債、公共下水道事業債ですが、1億2,220万円の借り入れを見込んでおります。

次に、203ページ、歳出でございます。総務費の一般管理費ですが、主なものといたしまして、人件費でございます。また、19節の負担金補助及び交付金につきましては、18年度までは負担金補助及び交付金で3年の間に加入促進を図るために、当初の負担金30万円から1年目が8万円、2年目が5万円と補助金での対応をしておりましたが、19年度からはこの公共下水道、また特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業につきましては、1年目が22万円、2年目が25万円といった形で先に金額を定めておりますので、後から納めていただくという制度ではございません。そういう中で、歳入につきましては、この加入促進補助金は組んでおりません。

2款の施設費の施設管理費でございます。これは吉田の浄化センターにかかわりますもので、説明欄におきます管理運営費の内訳でございます。368万4,000円でございますが、これは19年度と20年度で予定をいた

しております下水道の台帳作成業務の委託料を今年度305万7,000円を予定をいたしております。施設管理費の主な内訳といたしまして、節で言いますと、塩素、凝集剤などの消耗品、また電気代540万円ほか、光熱費、それから修繕料などの需用費でございます。役務費につきましては、汚泥の運搬処分費を595万5,000円、また委託料につきましては、この施設の維持管理業務費4,020万円、また汚泥脱水業務に330万円、その他水質測定業務あるいは警備の保安業務などの委託業務を見込んでおります。使用料及び賃借料につきましては、中継ポンプの配電盤用の用地の賃借料でございます。工事請負費につきましては、マンホール等周辺舗装の補修費でございます。

次に、204ページの施設の建設費でございます。人件費のほかに19年度、工事予定をしておりますそれぞれの節の予算でございます。具体的には、予算の説明資料でございます、37ページ、一番後段にございます下水道の管渠布設工事830メートル、またマンホールポンプ1カ所、またそれに係ります設計委託料あるいはポンプの配電盤用の借り上げ料、この工事請負費、また水道管等の移設補償費を計上いたしております。

次に、3款の公債費でございますが、元金1億159万1,000円、利子4,070万1,000円、合計1億4,229万2,000円計上いたしております。諸支出金の一般会計への繰出金につきましては存目といたしております。予備費につきましては100万円といたしております。

なお、196ページに戻っていただきまして、先ほど説明申し上げました19年度からの台帳の整備費といたしまして、限度額350万7,000円の債務負担をするものでございます。

197ページでは、公共下水道債の限度額を1億2,220万円とするものでございます。

以上でございます。

○川角委員長　それでは、要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

岡田委員。

○岡田委員　歳入のところで201ページ、雑入の消費税の還付金を100万円見込んであるんですが、せんだっての18年度の予算の補正の中で、16年度の分の還付金を、もらい過ぎとったから返すということがありましたよね。この見込みは、この年の事業によっての消費税を計上すると思うんですよ、これは入ってくると。ですけど、この間の説明では、その年の会計は、精密に言えば、何か16年度の分が18年度にもらい過ぎとったから払うたというわけですから、この場合は、いつのを予想して100万円を計上してんですか。

○川角委員長　金岡建設部長。

○金岡建設部長　ただいまのご質問でございますが、この予算は18年度のものに対する消費税を19年度で払うということでございます。先般、補正のときにご説明させていただいたのは、16年度の決算を17年度でやったときに、い

わゆる仕分けが適切でなくて、過度に還付を受けていたので、それを返納をさせていただいたということで、年度は1年前のをやるということでございます。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。

続いて、議案第46号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 215ページをお願いいたします。議案第46号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算のご説明をさせていただきます。

予算といたしましては、前年度より11.4%減の7億8,177万9,000円となっております。主なものは、八千代町あるいは甲田町の浄化センターにおきまして、施設整備等のための事業団委託費用あるいはこれに伴います管路等の工事などでございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をさせていただきます。

○川角委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 それでは、特定環境保全公共下水道事業特別会計の事項別明細書からご説明をさせていただきます。

予算書の222ページをお願いいたします。歳入でございます。今年度供用開始をいたします八千代処理区、また甲田処理区での加入者分担金を約114件見込みまして、2,659万3,000円といたしております。

2款の使用料ですが、平成17年度の実績と新規の加入者を見込みまして、過年度合わせまして8,162万3,000円見込んでおります。

次の国庫補助金でございますが、八千代・甲田処理区での事業に係ります補助金1億8,130万円でございます。

233ページの補助金でございますが、八千代処理区での事業補助金といたしまして150万円でございます。これは合併支援での県補助金でございますので、これが八千代処理区だけが対象ということで、管路整備の対象となっております。

繰入金でございますが、一般会計より2億3,456万2,000円の繰り入れを見込んでおります。

繰越金は存目といたしております。

次のページでございます。雑入でございますが、消費税還付金のほか、甲田の浄化センターへ浄化槽汚泥投入処理料を一般会計から収入をするものでございます。

8款市債につきましては、公共下水道事業債2億3,870万円を見込んでおります。

次に、歳出でございます。225ページです。1款の総務費では、人件費

が主でございます。負担金補助及び交付金の50万2,000円は、県の技術センターへの積算システム負担金等でございます。

次の施設管理費でございますが、現在稼働しております甲田の浄化センター、向原中央浄化センター、また新しく八千代の浄化センターの施設管理費を計上いたしております。内容的には、吉田の公共下水道会計で説明をしております施設の管理内容と同様でございますので、省略をさせていただきます。管理運営費990万2,000円、説明欄にあります。これにつきましては、甲田・向原処理区の下水メーター等の消耗品、また印刷製本費、メーターの検針委託料、それからここに、公共でもありました下水道の管路台帳の整備委託料930万円を計上いたしております。また、甲田の処理区におきます3,844万円は、浄化センターにかかわります維持管理経費のほかに、管路が占用しております道路等の舗装・維持工事も計上をいたしております。向原処理区におきましても、中央浄化センターの維持管理経費、また施設の修繕工事費を計上して5,510万9,000円となっております。

226ページ、施設の建設費でございます。これは八千代の処理区におきます処理場建設、また管路整備工事、それから変更認可申請業務、甲田処理区におきます管路工事、また甲田の浄化センターの建設工事、向原処理区の管路移設工事、不明水対策等の調査費でございます。

具体的に予算書説明資料の38ページ、6段目から書いております。八千代におきます変更認可につきましては、事業期間の延伸ということでございます。それから、浄化センターにおきまして、これは現在、既に建築工事が完了いたし、4月以降供用開始を予定しておりますが、汚泥処理につきましては、実際に汚泥が入ってきまして稼働いたしますので、この汚泥処理棟の電気と機械工事が出てまいります。

それから、甲田の処理区におきます関係で、浄化センターでございますが、これは湧永製薬さんが新たに処理区内に入られるということで、どうしても事業の内容からいいますと、企業のイメージということで下水の方にぜひ加入をしたいということで、かなりこれが処理量がございますので、これらも含めて18年度で認可申請をいたしまして、19年度におきまして水処理施設を増設をするという工事に入っております。

それから、向原処理区におきましては、県道の吉田豊栄線の道路改良工事におきまして下水道管の方の移設工事が出てまいります。これは場所といたしましては、金比羅神社、宮の下の方の県道沿いになります。そこの工事でございます。それから、不明水が向原の場合多いということで、本格的な調査をしたいという業務を計上いたしております。

それから、その他の工事の費用におきましては、それぞれ処理区の工事業務に伴います委託料、水道移設補償費等でございます。使用料及び賃借料につきましては、工事に伴います仮の駐車場や事務機器のリース代でございます。

次の公債費では、元金、利子合計で2億660万1,000円を見込んでおり

ます。

一般会計への繰出金は存目でございます。

予備費は100万円を組んでおります。

また218ページへ戻っていただきまして、債務負担行為といたしまして、甲田処理区での処理場建設におきます下水道事業団との基本協定におきまして、建設工事委託1億9,187万円、また下水道台帳整備費といたしまして930万円の負担行為をお願いするものです。

次の地方債につきましては、借入限度額を2億3,870万円といたしております。

以上でございます。

○川角委員長 以上で要点の説明は終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 施設管理費でお伺いをいたしますが、今、各処理区で処理センターの中で業務委託をしてると思いますが、そのここ二、三年の変遷はございますか。

○川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道課長。

○新川下水道課長 お尋ねの内容は、管理委託の内容の変遷ということでございますか。委託料は、処理場はたくさんあるわけでございますが、基本的に大きな金額を占めておりますのが施設の維持管理費でございます。これは現在、市内のし尿業者3業者にそれぞれ区域割りの中で管理をいたしてもらっております。そういう中で、これまで処理場は、現在もですが、各支所の管理の担当ということでございますが、契約につきましては本庁の方で一括して合併後、少し時間をかけましてやっております。その中で、各処理区での委託内容、契約内容が若干それぞれの考え方がありまして違っておったわけでございますが、2年目、3年目と2回ほど、それぞれ調整をいたしまして、業者とも十分協議をしながら進めてまいりました。

そういう中で、全部市内同じ考え方の中で、人件費あるいは業務の内容を統一をしてきた経緯がございます。それぞれ考え方あるいは業者等の意見等も交換しながら、若干19年度におきましては人件費等の見直しもございまして、それぞれの施設管理費におきまして約1,000万程度減額という形が出てまいりました。そういった業務内容に大きな変化はないわけでございますが、そういった単価の問題、それから水質検査等におきましては、逆にしっかり中身を見ますと、すべてのいろんな項目につきまして詳しく検査をするとすると、若干省いた形で簡易的な検査をすることとありまして、これらにつきましても最低限の検査内容をしたいた。また、向原処理区におきましては、瀬戸内海等の規制が厳しいもんですから、そういうところではしっかりとするわけでございますが、そういった水質検査等の見直しをしまして、それぞれ経費が若干浮いてきたという経緯がございます。内容的には、そういう形で変わっており

ます。

以上です。

○川角委員長 ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。

続いて、議案第47号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 237ページをお願いいたします。議案第47号、安芸高田市農業集落排水事業特別会計について概要をご説明させていただきます。

前年度より予算総額としましては32.2%減の4億7,144万4,000円となっておりますが、この主な要因といたしましては、施設建設におきまして、吉田の入江地区の事業が完了することに伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

○川角委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

244ページをお願いをいたします。歳入からでございます。分担金でございますが、加入者分担金を新たな吉田の入江地区の供用開始分を128件見込んでおりまして、3,011万円、下水道使用料におきましては、平成17年度の実績と新規加入分で7,477万4,000円を見込んでおります。

手数料につきましては、排水設備指定店等の登録料で、存目でございます。

245ページ、利子及び配当金は2万5,000円といたしております。

繰入金では、一般会計より2億6,683万1,000円見込んでおります。

繰越金は存目でございます。

246ページでございます。雑入におきましては、消費税還付金100万円を見込みまして100万1,000円といたしております。

市債につきましては、下水道債9,870万円の借り入れでございます。

次に、歳出でございます。247ページ、総務費の一般管理費でございますが、主なものは人件費で、あとは協会等への負担金補助及び交付金でございます。

次に、施設の管理費でございます。1億6,839万7,000円でございますが、これは各処理区にそれぞれ向原町に5カ所、高宮町に2カ所、吉田町に2カ所、あとの3町にそれぞれ1カ所ずつ、合計12の施設の処理場がございます。この管理費でございます。管理費の内訳につきましては、これまでの処理施設の管理費と同様のことでございまして、消耗品費等の塩素、燃料、電気代、また役務費におきましては汚泥の運搬・処理手数料、委託料におきましては各処理施設の業務委託、また水質検査等でございます。工事費につきましては、管路舗装の沈下などの補修工事、施設の機器の維持工事でございます。各処理区別の経費につきましては、

右の説明の欄の額となっております。

なお、管理運営費996万3,000円につきましては、他の会計でも説明をいたしました下水道台帳の整備委託料、6つの処理区分を計上いたしております。

次に、248ページの施設の建設費4,100万円でございますが、内容につきましては、吉田処理区におきます継続の管路工事にかかわるものでございます。吉田処理区におきましては、最終年度の整理工事ということで設計の委託料、工事請負費でございます。

予算の説明資料からいいますと、39ページ、後段の吉田処理区管路工事が延長200メートル、また中継ポンプの設置工事、それから国道を挟んでの推進工事が1カ所ございます。

次に、予算書に戻っていただきまして、公債費でございますが、元金、利子合計2億1,093万2,000円でございます。

一般会計への繰出金は存目でございますが、予備費に100万円組んでおります。

また240ページに戻っていただきまして、債務負担によります下水道台帳整備費用といたしまして限度額1,920万円、これは3年間で債務といたしております。

次に、地方債の限度額は9,870万円といたしております。

以上でございます。

○川角委員長 以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

赤川委員。

○赤川委員 1点お伺いいたします。施設建設のことでございますけれども、吉田処理区の入江地区が今回完了するということでございますが、当初の計画でしたら農業集落排水事業で入江地区の次には甲福、竹原というような計画があったわけでございますが、そこらの計画は一向に進んでいないというように思うわけでございます。この甲福、竹原の農業集落排水事業については、どのようにお考えになっておられるのか、また計画についてお伺いいたします。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 今のご質問でございますが、下水道整備、いわゆる公共下水道から特環、農業集落排水、浄化槽等を含めました全体の下水道の整備のあり方につきましては、先ほど他の委員さんからもございましたが、一応19年度でどういう方向にするかというのは、そういう未整備地区を中心に検討させていただきたいと。それで、本来の面整備をすること浄化槽をやるとこの、そこらの方向性は再度見直しをさせていただきたいということで、今の農業集落排水事業で合併前に計画されたところも含めて、そういう検討をさせていただければというふうに思っております。

○川角委員長 よろしいですか。

赤川委員。

○赤川委員 19年度から見直しということですが、18年度まではそういう計画だったんですが、地域の事情があつてできなかったというような話も聞いとるんですか、そこらの地域へ対して、あるいは見直しをどのようにするかということに対して、全く今まで話がなかったんですね。そこらあたりを、これは農林にかかわる問題があるかということのように前から質問していましたが、そこらの進展はどうなんですか。

○川角委員長 答弁を求めます。
新川下水道課長。

○新川下水道課長 特に可愛地区、竹原地区と福原地区がございまして、その中で、竹原地区におきましては、農林サイド等の情報も得ながら、また地元の集落の代表者といえますか、そういう方に対して個人的には質問あるいは状況を説明を受けております。そういう中で、若干ほ場整備に至らんまでも、排水路等の整備の状況もまだ思いがあるんだというような形の中で聞いておりますが、そういう中で、福原地区におきましては、そういった事業をずっと待つような形になっております。部長が言いましたように、19年度におきましては、そういった事業をずっといつまでも残しておくというのも、我々、県、国に対しても難しい面がございまして、そこらを改めましてもう一度地元の方にも入ってまいりますし、また福原地区におきましても、そういった希望をしっかりと聞いていく時期だろうと思っております。そういう中で、19年度におきましては若干地元の方へ説明に入りたいというのが今、思っている状況でございまして。

○川角委員長 赤川委員。

○赤川委員 19年度には見直しということですが、地元の人も本当に、いつなるんか、いつなるんかというように、ぜひとも早急にという希望は大なもんがありますので、今お話を聞かせていただきましたように、19年度は必ず地域へのそういった会合を持っていただきまして、お願いしたいと思っております。終わります。

○川角委員長 ほかに質疑ございましてか。
杉原委員。

○杉原委員 1点お尋ねします。先ほどの説明で12施設あるように承っておるんですが、12施設の加入率がわかればお示し願いたいと思っております。

○川角委員長 答弁を求めます。
新川下水道課長。

○新川下水道課長 加入率ということで、人数的な割合ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

農集でございまして、まず吉田の処理区におきます国司地区にあります。これにつきましては、現在79.2%、それから新しく入江地区が入っております。これが14.3%、それから次に、八千代の処理区に、下土師にございまして、この加入率が57.1%、それから美土里処理区にございまして生田にありますが、これが47%、それから高宮町に2地区ござい

ます。原田の浄化センターにつきまして、これは86.2%、それからもう一つ、船佐中央地区がございます。これが50.6%、次に、甲田の浅塚にございます。これが76.4%、それから向原におきまして5つの処理区がございます。向井原地区におきましては93.9%、それから万念喜におきましては97.1%、坂上地区におきましては87.6%、長田地区におきましては84.7%、戸島におきまして91.7%、市内全体での農集の平均という形になりますが、まだ入江地区が新しいものですから、大体57.9%の数値が出ております、12施設全体で。

[休憩の声あり]

○川角委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、答弁を求めます。

○新川下水道課長 ちょっと数値の方の訂正をさせていただきます。

吉田の処理区で国司でございますが、これが85.2%、最新の数値でございます。それから、八千代の処理区で下土師でございますが、これが93.4%、これちょっと間違っておりました。それから、美土里の処理区におきまして生田地区で75.1%、それから甲田の浅塚では90.9%ということで、市全体といたしまして59.7%という、数値が上がります。申しわけございません。

○川角委員長 答弁を終わります。

今村委員。

○今村委員 今のは、いつ現在。

○川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道課長。

○新川下水道課長 19年3月1日現在でございます。

○今村委員 了解。

○川角委員長 ほかに質疑ございますか。

杉原委員。

○杉原委員 加入率を聞かせていただいたんですが、大分加入率がええ思うて聞かせてもろうたんですが。せっかくだいい施設をしてある中で、これは強制できませんが、なるべく全加入して使っていただくように啓蒙される必要があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○川角委員長 ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

ほかに質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。

続いて、議案第48号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計

予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長

それでは、259ページをお願いいたします。議案第48号、安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の19年度総額といたしましては、前年度より7.2%減の2億5,175万4,000円となっております。主な状況でございますが、下水道あるいは農業集落排水等での整備区域以外で個別の市で設置する合併浄化槽の設置費でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○川角委員長

新川下水道課長。

○新川下水道課長

それでは、予算書の事項別明細書によりまして、266ページをお願いいたします。

歳入でございますが、分担金といたしまして、設置基数の予定分100件の1,960万円、過年度分、存目1,000円を見込んでおります。

使用料につきましては、平成17年度の実績と新規の加入見込み分を合わせまして7,643万7,000円といたしております。

国庫補助金でございますが、18年度より交付金対応といたしまして、事業費の3分の1の補助率で3,761万4,000円、県の補助金につきましては、起債の償還元金に対しまして補助があるということで、36万1,000円といたしております。

財産収入では、基金利子がございますので、存目といたしております。

繰入金につきましては、一般会計より5,303万8,000円を見込んでおります。

268ページでございますが、繰入金につきましては存目といたしております。

雑入につきましては、消費税還付金のほか100万1,000円を見込んでおります。

9款市債では、浄化槽事業債6,370万円見込んでおります。

次に、歳出でございます。269ページ、総務費でございますが、一般管理費では、人件費のほかに浄化槽の推進協議会等への負担金でございます。

次に、施設の管理費でございますが、これまで市が設置をし、管理を予定をしているもの、今年度建設分予定基数を加えまして合計で1,234基、また個人が設置をし、同じく市の方が管理を予定いたしておりますのは638基ありまして、合計で1,872基の浄化槽の管理費用を計上いたしております。また、法定の検査手数料といたしまして、役務費1,348万4,000円、また保守点検費といたしまして委託料を1億268万3,000円見込んでおります。

次に、270ページでございます。施設の建設費でございますが、これは各処理区で建設をいたします浄化槽の事業の事務費、またリース代等のほかに工事請負費が主なものでございます。合計で1億1,287万8,000

円見込んでおります。各処理区ごとの設置予定基数を言いますと、吉田で19基、八千代処理区で5基、美土里処理区で30基、高宮処理区で30基、甲田処理区で15基、向原処理区1基、合計が100基でございます。

次の公債費でございますが、元金、利子につきまして905万7,000円を見込んでおります。

一般会計の繰出金は存目でございます。

予備費は100万円でございます。

また262ページへ戻っていただきまして、地方債の限度額を6,370万円といたすものでございます。

以上でございます。

○川角委員長 それでは、要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

明木委員。

○明木委員 説明資料の40ページなんですけど、ここで市の施設ということで設置分1,234と今の建設のがあるんですけど、主にどういう場所を言われているのか、お伺いいたします。

○川角委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 お配りをいたしております下水道事業の現況というこの地図につきまして、現在の安芸高田市内での事業の箇所、また事業区域等がちょっと若干見にくいと思いますが、掲げております。これはすべて集合処理区域をかいておるわけでございますが、見えにくいんでございますが、若干それぞれの処理区におきまして実線で囲っております。農集につきましては緑色、それから吉田の公共につきましては赤い色、それから特環につきましては茶色、こういった集合処理区域以外のところにあります各住居、そういったところを対象として、浄化槽の市の設置型の浄化槽整備をいたしております。ですから、我々の方が今年度、おたくをやりますよというわけにはいきませんので、そういった集合処理区域以外の方につきまして、希望者によりまして設置をしているという状況でございます。

ただし、この予定基数は、それぞれの処理区に、一応建設につきましては支所ごとの担当といたしておりますので、基数は分けておるんですが、市内全域流用といいますか、自由に設置基数は変えられますので、100基の中で対応していくという形でございます。

以上です。

○川角委員長 明木委員。

○明木委員 市が設置というのは、だから、私の質問としては、集会所とか、そのあたりのものは含まれるのか含まれないのかということを知りたいんですけども。

○川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道課長。

○新川下水道課長 補助の対象になります浄化槽につきましては、一般的には家庭は5人

槽とか7人槽あるいは2家族でしたら10人槽までございます。また、店舗等が入ってきますと若干大きくなるわけですが、それぞれ対応は可能なんです、これまで各旧町におきましては若干大型の集会所等の対応もしてまいったところがございます。18年度におきましては、そういった20人槽程度の浄化槽もやってきたわけですが、若干19年度におきましては最大12人槽ぐらいまでをこの事業の対象にして設置をしていこうという考え方で現在おります。

〔この違いは何かということなんですの声あり〕

○新川下水道課長 これは管理の方で分けておりまして、市の設置型という分け方ですが、これは事業によりまして、市がみずから入札をして維持管理をしているものについてが市の設置、また個人設置というのは、個人がこれまで自分でやられたものとか、補助金型で個人がやられたものがございます。これらにつきましても、市の方が維持管理を希望されれば受けておりますので、そういった形のものとして分けております。そういう区分けでございます。

○川角委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 今のご質問、市の設置型と個人設置型の内容はどうかということでのご質問ということでよろしゅうございますか。今、課長も、市の設置型は、予算的には浄化槽特別会計の方で設置したのが市の設置型、これはもう基本的に下水道面整備がないところに対しましては市が設置をします。あと個人設置につきましては、一般会計で補助金型で予算を持たせていただいておりますが、そういうものについて管理はこの特別会計と一緒にさせていただくんですが、その事業の違いがあるということでご理解をいただきたいと思っております。

○川角委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔質疑なし〕

ほかに質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第49号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 281ページをお願いいたします。議案第49号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございますが、予算総額につきましては、前年度より42.9%減の507万9,000円となっております。主なものといたしましては、施設の維持管理費でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○川角委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 それでは、コミュニティ・プラント整備事業特別会計につきまして事項別明細書により説明をいたします。

286ページでございます。まず、歳入でございますが、分担金及び負

担金につきましては、18年度より供用開始をいたし、10戸程度見込みまして250万円計上いたしております。

使用料につきましては、実績と新規加入者の使用を見込みまして68万4,000円といたしております。

また、一般会計からの繰入金を252万3,000円、また287ページの繰越金につきましては存目でございます。

諸収入につきましては、消費税還付金は存目でございますが、若干納付になると思っております。

次に、288ページでございます。歳出でございますが、一般管理費の役務費は、消費税申告で税理士さんの方へ相談をするということで、その手数料、また負担金補助及び交付金につきましては、排水設備改造資金への利子補給を1万円見込んでおります。その他は存目でございます。

それから、施設の管理費415万1,000円のうち、それぞれ電気代、消耗品での需用費、電話料、また法定検査などの役務費、また処理場の施設管理費や下水道台帳の委託料といたしまして354万1,000円を予定をいたしております。

289ページ、3款の公債費でございますが、償還の利子分99万2,000円を見込みまして、繰出金は存目でございます。

予備費は50万円といたしております。

以上です。

○川角委員長 以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 これは完成してまだ年が浅いとは思いますが、先ほど分担金のところで説明を受けて、聞き間違いかもしれませんが、10戸加入ということでございますが、計画、対比、現在の状況、それから費用対効果というところで少し説明を受けたいと思います。

○川角委員長 説明を求めます。

新川下水道課長。

○新川下水道課長 コミュニティ・プラントにつきましては、甲田町の方で計画をされ、合併後、処理場等も管路整備等を行ってまいりました。この事業の主な特徴は、吉田口周辺におきまして家が非常に立て込んでおるところで、浄化槽が設置されないというような状況、また集合処理におきましては、かなり経費がかかるということで、処理区域内に1つの大きな浄化槽を設けまして、そこで集中的に維持管理をしていくという方式でございます。処理区内の人口におきましては111名、現在把握しております。

そういう中で、既に参加をしてもらっておりますのが人数で53名ということで、加入率は47.7%、約半分でございますが、この地区は非常に管路整備等もなかなか困難をきわめるようなところでございまして、またすぐに入ってもらう形で啓発もしておったわけでございますが、現在のところ約半分という形になっております。

費用対効果という形でございますが、甲田町におきまして下水道計画におきましては、集合処理から浄化槽整備に一部切りかえられたような形の中で合併をされました。その中で、整備手法の中で吉田口周辺地区におきましては、こういったコミプラの方式を選ばれたということでございます。若干費用的には維持管理費に見合った手数料がどうかという形になるんですが、現在、18年度でそういった使用料の統一をやっとさせてもらったという段階でございます。各処理場におきます、また処理区におきますそれぞれの費用対効果等もこれから十分精査をしながら、そういった経営状況をよくするためには、ある程度の使用料等の見直しもこれからしていかなければならないという課題でございますが、現在はそういった統一の段階での使用料と、その中での施設管理をいたしているというのが正直なところの現状でございます。

○川角委員長 よろしいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員 説明を受けましたし、小集落については、こういった施設も非常に対応しやすいのかなというふうに思いますが。先ほど課長がおっしゃいましたように、課題解決に向けて努力されることを希望しておきます。終わります。

○川角委員長 それでは、ただいま質疑なしということでございましたので、これをもって質疑は終了いたします。

それでは、ここで3時30分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

続いて、議案第50号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 293ページをお願いいたします。議案第50号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算でございますが、予算総額といたしましては、前年度より40%程度減の6億6,216万6,000円となっております。その主な要因につきましては、平成18年度におきまして、吉田・丹比・可愛地区の簡易水道事業が終了することに伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

○川角委員長 山本水道課長。

○山本水道課長 それでは、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の要点を説明させていただきます。説明資料では41ページ、42ページであります。予算書において説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、300ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、1款の分担金及び負担金、1目の加入者分担金といたしまして533万6,000円を見込んでおります。続きまして、1目負担金、工事負担金といたしまして2,020万9,000円を見込んでおります。これは県道、県河川整備、または下水道工事による移設工事の負担金であります。

次に、2款の使用料及び手数料でございますけれども、1目の水道使用料といたしまして1億9,155万円を見込んでおります。次に、301ページをお願いいたします。1目手数料、検査・登録手数料といたしまして15万1,000円を見込んでおります。

次に、3款国庫支出金といたしまして、1目簡易水道事業国庫補助金といたしまして2,615万円、そのうち2,000万円は簡易水道事業国庫補助金であります。615万円は簡易水道事業災害復旧事業国庫補助金として見込んでおります。この2つの事業箇所は、ともに八千代給水区であります。

次に、4款県支出金でございますが、1目簡易水道事業県補助金といたしまして1億412万円、これは継続事業であります甲田町高地長屋地区簡易水道事業でございます。

次に、302ページをお願いいたします。6款繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして2億6,083万3,000円を見込んでおります。次に、1目簡易水道事業基金繰入金といたしまして59万3,000円ですが、向原中央簡易水道水源対策に関する合意に基づく平成19年分の管理費でございます。

続きまして、303ページでございます。8款の諸収入、1目雑入192万円は、消費税の還付金を予定いたしております。

続いて、304ページをお願いいたします。9款市債、1目簡易水道事業債といたしまして4,530万円、2目災害復旧事業債といたしまして600万円を見込んでおります。

続いて、305ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費でございます。1目の一般管理費といたしまして6,183万3,000円を見込んでおりますけれども、主なものといたしましては、13節の委託料295万2,000円です。これは各給水区のメーターの検針委託料が主なものでございます。19節、78万5,000円の負担金補助及び交付金は、簡易水道協会への負担金でございます。

次に、2款施設費、1項施設管理費といたしまして1億3,089万1,000円を見込んでおりますけれども、主なものは、11節の需用費4,002万5,000円ですが、これはメーター器の購入、修理、また電気代、ポンプ修理、漏水修理、また次亜塩素等の薬品代を見込んでおります。13節の委託料5,905万6,000円ですが、施設の保守点検、漏水調査、水質検査、それから昨年、17年度で決算委員会いただいた意見をもとに、限られた予算ではありますが、これをもとに各支所協議の上、非常対応予算を計上させていただいております。

続いて、306ページをお願いいたします。15節の工事請負費2,301万2,000円でございますが、八千代給水区において昨年9月の大雨によります管の流出いたしました箇所への復旧工事、向原給水区のポンプ取りかえ工事等を見込んでおります。18節の備品購入費70万円につきましては、緊急給水等に対応するべく車載用の給水タンク購入費用を予定いたしております。

次に、2款施設費、2項の施設建設費といたしまして2億6,629万7,000円を見込んでおりますけれども、13節委託料3,512万3,000円は、調査設計監理委託料を見込んでおります。15節工事請負費2億1,022万5,000円ですが、八千代地区の老朽管更新事業、甲田町高地長屋の送水管布設事業費でございます。17節公有財産購入費161万円は、高地地区に設置を予定しております配水池の用地購入代でございます。

次に、307ページをお願いいたします。3款公債費、1項公債費、1目元金でございますが、1億1,001万5,000円、2目利子9,112万9,000円を見込んでおります。

次に、308ページをお願いいたします。5款1項1目予備費といたしまして200万円を見込んでおります。

そして、前に戻っていただきまして296ページでございますが、債務負担行為といたしまして、配水管路図・給水戸番図整備費用といたしまして、19年度から23年度、5カ年にかけて4,100万円を予定いたしております。

以上で説明を終わります。

○川角委員長

以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員

ちょっと306ページの施設建設費のことなんですけれども、予算説明の42ページに美土里給水区1,000万円、具体的にはどのような調査をされようとしているのか、お伺いをいたします。

○川角委員長

答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長

美土里給水区の状況でございますが、先般来いろいろ委員さんにもご質問等をいただいているところでございます。現在、美土里給水区・横田地区でございますが、水源を調査をして、ある程度水量が見込めるんではなかろうかということで、揚水試験を現在行っております。この水量に基づきまして事業の認可等をとれるかどうか、それが大きな課題でございますが、それらがとれるということになりましたら、今後の認可等へ向けての調査費ということで1,000万を計上させていただいてます。そこらの見込みについては、もう少し時間がかかるというふうに思っております。

以上でございます。

○川角委員長

塚本委員。

- 塚本委員 認可がとれて多少の時間がかかるということでございますけれども、大体どれくらい認可が出て、その事業に着手するまでにかかるような見通しですかいね。
- 川角委員長 金岡建設部長。
- 金岡建設部長 具体的な事業に今、取りかかるということをご想定しますと、2つ大きなハードルがございます。1つは、認可をとるということと、これとは別に補助事業にのせるということがございます。当然認可がとれるという前提でないと補助になりませんので、これらの認可、ここらの手法も、けさもちょっとご質問がありましたが、統合等の国等の指針が出よる状況でございます。そこらを踏まえて19年度、少し認可をとり、どういう形にするかと。またもう一つは、全体がカバーできる水量であるかないかという、そこらも出てきます。それらがどうしても2年ぐらい、あくまでも想定でございますが、19、20年ぐらいの中でそこらを対応しながら、20、21、22年というような中での事業の展開になろうと思うんですが、現在の時点ではまだはっきり申し上げる状況にないのでございますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 川角委員長 ほかに質疑ございますか。
杉原委員。
- 杉原委員 これも各給水区の加入率をお尋ねします。
- 川角委員長 山本水道課長。
- 山本水道課長 それでは、このデータといたしましては18年3月末しかありませんので、それで了解いただきたいと思っております。吉田町の簡易水道事業でございますが、これはまだ18年度末ということは、工事が半分ぐらいということでお聞きいただきたいんですが、34.05%、八千代簡易水道では94.7%、そして美土里町にいきますと、生田の簡易水道が70.29%、本郷の簡易水道が23.41%、高宮町にいきまして川根の簡易水道事業が78.88%、原田の簡易水道事業でございますが56.65%、船佐中央でございますが44.97%、甲田にいきまして稼地の簡易水道でございますが67%、浅塚の簡易水道でございますが62.5%、高地長屋ももちろん今、建設中でございます。そして、向原にいきまして、向原中央簡水が79.08%、坂上の水道が54.34%、戸島の簡易水道が47.36%で、全体の合計といたしますと68.39%であります。
- 以上でございます。
- 川角委員長 ほかに質疑ございますか。
〔質疑なし〕
- それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。続いて、議案第51号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を議題といたします。
- 執行部から要点の説明を求めます。
金岡建設部長。
- 金岡建設部長 319ページをお願いいたします。議案第51号、平成19年度安芸高田市

飲料水供給事業特別会計予算でございますが、総額といたしまして、前年度より20%増の1,129万8,000円でございます。主には、施設の管理でございます。

詳細につきまして、担当課長より説明をさせていただきます。

○川角委員長

山本水道課長。

○山本水道課長

それでは、続きまして平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の要点の説明をさせていただきます。説明資料は42ページでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、要点の説明をさせていただきます。予算書の326ページをお願いいたします。まず、歳入からでございますが、1款1項の分担金でございますが、これは存目で1,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料といたしまして216万1,000円を見込んでおります。

次に、327ページをお願いいたします。3款繰入金、一般会計より912万7,000円を予定いたしております。

続いて、329ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費といたしまして、1目の一般管理費でございますが、この内訳で13節の委託料4万4,000円は、メーター検針委託料を計上いたしております。

続いて、2款施設費、1項施設管理費でございますが、11節の需用費101万8,000円は、電気代、薬品費、修繕料を見込んでおります。13節の委託料は、347万8,000円の施設の草刈りと管路図作成料を見込んでおります。

3款公債費、1項1目元金でございますが370万7,000円を、続いて330ページをお願いいたします。2目の利子といたしまして276万5,000円を見込んでおります。

5款予備費、1項1目でございますが、20万円計上いたしております。

もう一度322ページへお戻りいただきます。債務負担行為でございますが、先ほども簡易水道事業でも説明いたしましたが、配水管路図・給水戸番図の整備費といたしまして400万円を限度といたしております。

以上でございます。

○川角委員長

それでは、要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。

続いて、議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長。

○金岡公営企業部長

それでは、別冊になっておりますので、予算書をごらんいただきたいと思っております。議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計予算につ

きまして概要を申し上げます。

公営企業法適用の水道事業会計では、吉田、甲田における上水道の施設の維持管理並びに甲田町で施設整備としまして1級河川の本村川改修に伴います甲立浄水場の移転事業につきまして、19年度からかなり本格的な対応をする必要があるということで、その予算計上をさせていただいております。

予算としましては、給水戸数合わせまして5,710戸に対して、3条関係の予算では、前年度より5.4%増の3億714万6,000円でございます。4条予算では、資本的収支で7.5%増の2億9,497万2,000円となっております。詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

○川角委員長

山本水道課長。

○山本水道課長

それでは、平成19年度安芸高田市水道事業会計予算の要点をご説明いたします。

まず、16ページをお願いいたします。収入でございますけれども、1款の事業収益が3億714万6,000円を見込んでおります。1項の営業収益でございますが、3,714万円、主なものといたしましては、1目の給水収益が2,994万2,000円の見込みであります。2目の受託工事収益100万円でございますけれども、これは消火栓修理工事に係る受け入れ金額でございます。

続いて、支出でございますが、1款の事業費3億714万6,000円を見込んでおります。1款の営業費用でございますけれども、2億6,426万4,000円、1目の原水及び浄水費、取水場から配水池までの経費でございます。6,226万6,000円を見込んでおります。

続いて、17ページをお願いいたします。主なものといたしましては、4節の動力費1,856万円を見込んでおります。これはポンプの電気代であります。5節の修繕費でございますが、1,817万5,000円、これはポンプの修理、計装機器の修理、発電機の修理等を見込んでおります。7節の委託料でございますが、2,091万円見込んでおります。これはろ過池の清掃、ポンプの点検、また施設の警備保障業務、原水の水質検査、監視制御の機器の保守点検等を見込んでおります。

2目の配水及び給水費でございますけれども、配水池から各家庭までの経費でございます。4,959万6,000円を見込んでおります。主なものといたしましては、4節の修繕費2,499万円、これはポンプの修理、また漏水修理、メーター器の修理、配水池の修理等を予定いたしております。7節の委託料でございますが、1,979万9,000円は、水質検査、またメーター器の取りかえ委託料、漏水調査、検針委託料等を見込んでおります。

3目の受託工事費105万円につきましては、消火栓の修理代でございます。

4目の総係費8,442万7,000円の主なものといたしましては、1節から3節の職員給与、法定福利費でございます。

次に、18ページをお願いいたします。11節の委託料2,534万5,000円は、検針の委託、口座振替、会計業務の委託等を見込んでおります。

次に、5目の減価償却費6,392万5,000円の見込みでございますが、1節の有形固定資産減価償却費6,342万5,000円、2節の無形固定資産減価償却費50万円を計上いたしております。主なものは、1級河川・江の川へ取水のための水利権取得に要した費用でございます。

2項の営業外費用でございますが、3,641万3,000円のうち1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費といたしまして3,415万3,000円の見込みでございます。2目の消費税226万円を見込んでおります。

4項の予備費といたしまして646万8,000円を見込んでおります。

続いて、19ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、1款の資本的収入2億445万2,000円を見込んでおります。うち1項の分担金483万円で、13ミリが40件、20ミリが10件の見込みでございます。

2項の工事負担金8,678万2,000円につきましては、下水道等の移設工事に係る補償の工事分担金でございます。

3項の補助金、1節国庫補助金でございますが、2,944万円は甲田給水区の甲立浄水場移転事業に係ります国庫補助金を見込んでおります。

4項の企業債8,340万円を見込んでおります。

次に、支出でございますが、1款の資本的支出が2億9,497万2,000円見込んでおります。

1項の建設改良費2億4,567万8,000円、1目の原水及び上水設備新設改良費といたしまして1,600万円、これにつきましては、吉田給水区の国司及び福原浄水場の制御盤の更新を予定いたしております。

2目の配水施設新設改良費といたしまして2,035万8,000円につきましては、2節の工事請負費1,915万円でございますが、これは吉田給水区、甲田給水区における下水道工事に伴う配水管の移設工事費を見込んでおります。

続いて、20ページをお願いいたします。3目の営業設備費606万円、1節の量水器購入費、または検定期限満期等のための量水器の購入を予定いたしております。

4目の甲立浄水場移転事業費といたしまして2億326万円、4節の委託料4,391万7,000円は、浄水場の新設の設計調査費を見込んでおります。

5目の工事請負費は、浄水場の敷地造成等が主なものでございます。6節の公有財産購入費869万3,000円は、浄水場用地の購入代を予定いたしております。7節の補償補てん及び賠償金でございますが630万7,000円、これは同じく用地の中の立木等の補償費を見込んでおります。また、場所についてはご存じかとは思いますが、少し説明をさせていただきますと、甲立バイパスを三次の方に向かいまして、一番東詰めの信号を三次側に向かって左折していただきまして、湧永庭園の方に向かっていただきます。そして、国道から約800メートル入ったぐらいのところの左手の山が候補の予定地でございます。現在の所有者は高田郡森林組合さんとなっております。

次に、2項企業債償還金といたしまして4,929万4,000円を見込んでおります。

続きまして、6ページへ返っていただけますか。19年度安芸高田市水道事業会計資金計画でございますけども、受け入れ資金といたしまして、前年度決算見込み額、18年度でございますが、6億6,185万4,000円、支払い資金といたしまして5億8,672万7,000円、18年度末預金残高は7,512万7,000円の見込みでございます。当期予定額、すなわち19年度でございますが、受け入れ資金といたしまして6億1,190万1,000円、前期の繰越金7,517万円を加算いたしまして6億1,190万1,000円となる予定でございます。支払い資金ですが、5億2,902万1,000円、差し引き年度末預金残高が8,288万円の見込みでございます。

次に、15ページをお願いいたします。下の方からでございますが、下から9行目でございます。4条予算の補てん財源となります剰余金でございますが、(2)の利益剰余金でございます。イの減債積立金2,907万6,000円、ロの建設改良積立金6,492万4,000円、ハ、当年度末の処分利益剰余金といたしまして4,229万8,000円、利益剰余金合計金額は1億3,629万8,000円の見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○川角委員長 それでは、要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 この会計に当たるかどうかはちょっと私も定かではないんですが、施政方針の中に管路図及び給水戸番図の整備を行い、適切な施設管理に努める。この計画は、戸番図というちょっと意味がわからんのですが、これが現代用語にないようなことで、それで、この予算がどこに揭示されてるのか、どのようなことをされるのか、載ってないのか載っとるのか、そこを1点と、それから事業会計におきましては、以前にも甲田のことで話をしたんですが、管理として24時間体制で職員が携帯を持って対応しとるといふ。これは他の施設では委託業務にしとるといふ形で、19年度から移行するような回答もあったような気がするんですが、そのあたりはどのように水道事業会計ではなってるのか、2点について伺います。

○川角委員長 答弁を求めます。

金岡公営企業部長。

○金岡公営企業部長 施設の維持管理のことについては私の方から、あと給水戸番図については、また担当の方からご説明をさせていただきますが。

ご指摘のように、水道の維持管理については各支所とも、特に支所の担当職員さんは大変苦勞していただいております。それで、携帯で施設管理をされておるような状況の中で、平成18年度に支所の課長さん、また担当の係長さんともいろいろ協議をしたんですが、すべてを今、民間へ24時間体制ということにはなかなかできないと。そういう中で、現在、これまでの合併前からとられてきとるところを少し改正といひますか、

対応がうまくできるところはしようということで、シルバーさんをお願いしたり、また警備会社をお願いしたり、またこれまでどおり地元の業者さんへお願いしたりということで、統一されておりませんが、少しずつそこの予算も今回、計上させていただいて改善しつつあるわけでございます。

ただ、すべてを任すということにはなかなかありませんので、冒頭のとくにちょっとお話をさせていただきましたが、将来できるだけ早いうちというんですが、どうしても数年かかろうと思いますが、包括的民営化に向けて、管理を民間に委託する手法を19年度でしっかり内容を協議をさせていただいて、早いうちにそこの対応ができるようにやりたいというふうに思っております。各支所におかれては大変ご苦労いただいて、我々もその辺は心苦しいところもあるんですが、少し時間がかかるという状況でございます。

○川角委員長

近永水道課業務係長。

○近永水道課業務係長

先ほどお尋ねのありました配水管路図、給水戸番図の関係についてご説明を申し上げたいと思います。

簡易水道あるいは水道事業も創設をいたしまして、給水開始以来、相当の年数が経過をしております。この間、配水管の口径あるいは管種が変わってきてる状況もございます。また、新規の給水を開始した給水管の管路も増加してるのが現状でございます。現在の配水管あるいは給水管の管網を電子地図に記入をして、これらの管網をパソコン上で管理をしていくシステムを構築するものでございます。

水道事業の方では、吉田給水区、甲田給水区では、合併前にシステムの構築ができておりましたので、平成19年度はこれの変わったところを修正をするという形で、吉田、甲田合わせまして165万4,000円を委託料に計上しております。予算は配水及び給水費の委託料の中に入れております。予算書の方では17ページの目の2、配水及び給水費の委託料の中に入れております。その他、このたびのこの会計にはございませんけれども、先ほど簡易水道あるいは飲料水供給事業の特別会計の方でご説明を申し上げましたが、5年間の債務負担行為でこれを完成をしていくという予定にしております。

給水戸番図といいますのは、配水管を分岐をして、それぞれご利用いただいておりますが、配水管から分岐の後、宅地内までの管路と、それからメーター器の位置、これが給水戸番図というふうに通常しております。

以上でございます。

○川角委員長

答弁を終わります。

入本委員。

○入本委員

今の施政方針に書いてあることぐらいは、予算説明のときにしてもらいたいというのがあるんです。それで、今の戸番図ということ自体がどこから引用されたんか知らんですけど、なかなかわからないんですよ。

専門用語の中の死語みたいなもんじゃないかと思うんです。だから、そこらをもう少しわかりやすくしてもらおうのと、それが今、言われたのは、ここで一部未整備があるというふうな形で施政方針の中にあるんですよ、水道の中での。管路図が一部の給水地区において未整備があるということから、新年度においてどうのこうのと書いてあるんです。それだったら、今言われたのは、甲田と吉田という名前は出たんですが、あとがどがいになっとるんか。これ今のように企業会計だけのことで、水道事業会計、これだけのことのうたい文句か、あとの簡易水道とかいうのは、上水についてはすべて済んだのか、そのあたりもちょっと明確に書いてないので、このところを伺っとるわけですけど。だから、今たまたまこの会計になっとるから、そういう質問の仕方をしたんですけど、どこですればいいかちょっとタイミングがわからなかったから、私も早う言や、あれはここじゃ言われちゃいけんけえ思うて、一番最後の水道事業のところで言うたわけなんです。そのあたりをもう少し、この管路図ができてないために大変な漏水の有収率が下がったりとかするケースがありますよね。それを前提にしてやられるんだと思うんですが、全体の動きをもう少し、ここだけのことならわかりやすいんですが、その点を1点、もう一度。

それから、今の水道の委託業務、これも今のように甲田と吉田だけの問題か、あとはすべて整備されてるのか。それで、こういう問題は、やっぱり地域によってシルバー、警備会社、業者と、これは吉田と甲田の違いもあって、また他町との問題もあって、委託先がいろいろあっても、それはやむを得んかなと思ったりする、人選の問題があったりして。そういう意味で、19年度で対応して、20年からするということですよ、今の話ですと。だけど、この水というのは、いつどこで何が起きるかわからないので、このたびのように雪が少なく凍結が少なかったけえ、よかったかもわからんですけど。やっぱり24時間体制で水が云々いうたら、おちおち旅にも出られんし、寝とるのも寝とられんしいうような、非常にある意味では消防団みたいな複雑な心境だと思うんですね。それを昼間は職員に仕事をさせて、また夜も酒も飲まれんし、いつ何があってはいけんという、こういう状況を、できれば早く対応できるんじゃないかと思ったりするんですが。やっぱり去年からの課題であったと思うんですよ、18年度からの。そのあたりを再度、全体の委託関係について、特に甲田だけがこうなっとるんか、吉田はうまくいっとるんか、そのあたりも、各町の方の問題もあわせて、言うちゃ悪いですが、甲田だけがこういう対応で、あとは全部委託になっとるとか、よそも委託で24時間体制のところもあるというなら、甲田の職員も頑張ってくれやと言わないといけん分もあるかもしれんが、そこらあたりのご説明をお願いしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。
金岡公営企業部長。

○金岡公営企業部長

委託の関係でございますが、今ご質問がございましたように、大変緊急対応ということで、昼夜あるいは祝祭日も含めてやっていただいているということで、大変なプレッシャーもあるというのが現状でございます。そういう中で、先ほど申し上げましたように、実はすぐ民間へこれをお願いすればということはなかなか、施設の管理の問題あるいは受け入れ体制の問題、そういうことがございますので、民間委託できるマニュアルを19年度からやりたいと。それで、それは我々の方では包括的民営化と呼んでいるんですが、これらも先進事例なども入れながら、いわゆる民間の方へ今後、職員体制もある程度少なくなっていくという中で、そういう手法をとりたいということで、19年度当初というところに行くかどうかというのはまだはっきり申し上げられませんが、できるだけ早い時期にという思いは持っております。ただ、そこらのやはりいろいろ事例とか専門分野の方に聞きますと、調整事項がかなりあるようでございますので、時間がちょっとかかるというふうに思っております。

それと、甲田町だけかどうかということでございますが、これは各支所、吉田も含めて、いろいろ人的業務委託とかシルバーさんとか、前から地元の業者へお願いされとるということがあるんですが。ただ、24時間の中で、職員は同じようにやはり緊急対応しなくてはならないという大きな課題がございます。さっき申し上げましたが、各支所といろいろ試行錯誤で議論をさせてもらったんですが、最終的な方法として、やはり正式な民間委託に向けていく必要があるかということで、そこらのもうちょっと職員の方々にもご苦勞を願う時期があると思うんですが、なるべくそういうことを早く解消できるように、我々の方も取り組みをしたいというふうに思っております。

給水戸番図全体の部分は、係長の方からご説明いたします。

○川角委員長

近永水道課業務係長。

○近永水道課業務係長

先ほどの配水管路図、給水戸番図の関係でございますけども、このシステムが構築をされましたら、事故や工事の際の影響の範囲、閉栓しなければいけないバルブ等の操作が可能となります。現状申し上げますと、水道事業の吉田給水区、それから甲田給水区、この会計には直接関係ございませんけれども、簡易水道事業では八千代給水区でこれらのシステムが導入をされております。また、向原給水区も一部整備をされております。

ただ、問題点もありまして、導入いたしましたメーカーが違ったりするということ、それからもととなる地図が異なっておりますので、今後これらを維持管理の観点から統一をしていく予定で、あわせて未整備の給水区についても整備をする予定でございまして、実施の予定年度は平成19年度から23年度の5年間で簡易水道と、それから飲料水供給事業の関係のものをそれぞれの会計で実施する予定でございます。水道事業の方につきましては既に導入をしておりますので、管路の更新があったもの、給水管の移動があったものを中心に整備をしていく予定としており

ます。

以上でございます。

○川角委員長

入本委員。

○入本委員

今の委託の管理について、どうも回答が明快に聞こえてこないんですよ。だから、各町ではどうなってるんかという問題は、吉田と甲田だけ言われたんですが、あと各支所においては支所長さんがおってだけえ答えてもらえりゃ一番みやすいと思うんじゃけえ、現状を。そがにい答えてもらたらどうですかね、この管理状態を。私が聞きよるのがどうも答弁が聞きにくいんで。

○川角委員長

ちょっと暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時21分 休憩

午後4時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長

それでは、休憩を解いて再開いたします。

どうでしょうか、まだ質問中ということがあったんで、先に質問を受けます。

○入本委員

各支所長がおられるんで、支所長から言うていただければ、管理体制が一番わかりやすいんで。どうも部長が言われる部分については、調整事項が多いじゃ少ないじゃ、そういう問題じゃなしに、現状はどういう管理体制になってるかいうて聞いたら、支所が一番、今は業務管理課があって、支所長がそれを聞かれるんで、支所長からの答弁をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○川角委員長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時23分 休憩

午後4時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長

再開いたします。

今、部長の方で確認しましたら、支所ごとに答弁できるということでございますので、部長の方で答弁をいたします。

入本委員。

○入本委員

説明員として支所長がおるんでなしに、支所長の位置づけはどうなってるんですか。支所長も部長級だと私は思ってるから、支所長に答弁を求めてもまずくないと思うんですが、そのあたりは委員長、どういうふうに思うてですか。

○川角委員長

ちょっと暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時25分 休憩

午後4時26分 再開

~~~~~○~~~~~

- 川角委員長 休憩を閉じて再開いたします。
- たつての入本委員の質問でございます。各支所から説明員でおるんで、説明ということでございますので、ひとつそこらの内容について簡単に説明を求めます。
- 八千代支所長。
- 平下八千代支所長 今、八千代町の簡易水道の管理体制でございますが、検針は委託、これはシルバーさんが委託をしております。そして、通常の管理は一部業者に委託をしております、八千代町の場合ですけれども。ただし、これは監視業務の委託といったような状況でございますので、例えば緊急の事態が発生した場合には、当然職員が携帯電話を持って、今2名で365日を守つとる状態に変わりはありません。ただ、漏水については、また別の会社が業務委託をしております。
- 以上です。
- 川角委員長 立川美土里支所長。
- 立川美土里支所長 美土里町の場合も、八千代町と大体似たようなことですが、緊急時におけるトラブル等の発生につきましては、担当職員の方に携帯が入るようになっております。同時に、業者の方にもその情報が入るということになっておりまして、そこらの連携について双方が確認をし、現場の方で対応するという状況になっておりまして、その職員というのは2名でございます、それぞれ365日、祝祭日問わず対応するという状況になっております。
- なお、検針業務につきましてはシルバーの方に委託をしておるのが状況です。
- 川角委員長 猪掛高宮支所長。
- 猪掛高宮支所長 高宮支所も、大体美土里支所と同じような状態です。検針はシルバーに頼みまして、事故があった場合は、まず職員が対応します。そして、職員が対応できないところを業者に頼んでおります。上水はそうなんです、下水については余り事故がありませんので、業者管理がほとんどです。
- 以上です。
- 川角委員長 宍戸甲田支所長。
- 宍戸甲田支所長 大体統一した管理運営ではありますけれども、甲田町の場合、水道施設というのが相当大きい、吉田町に次いで大きいということもありまして、課長含めて職員は3人体制でやっております。民間委託ということで、いろいろ議論をしたようでございますけれども、すべて一遍に管路の問題とか配管状況、バルブの状況とか、いろんなものがあって、そういうところをきちっと整理されて、それから管理委託に持っていくというふうな方向にあるようでございます。
- ただ、今、職員が課長を含めて3人で体制をしております、夜間とか祝日とか日曜日、事故があった場合には、もちろんだれかが行かにかいけんということもありますし、そして業者の皆さんも大変突発的事故

については改めて対応が難しいということも話は聞いておまして、なかなかいい対応ができにくい状況にあるんですけども、現在のところではやむを得ないのではないかというふうにも思います。しかし、これは将来は何かの形でいい解決方法を考えながら対応していく必要があると思います。

それと、職員が当然行くわけですがけれども、たまたま酒を飲んでおるというのも普通ありますので、そこらが家族の方が大変努力をしているような、ちょっと不安定な状況で、事故があったときには大変だなという思いもしております。そういうところについても管理責任というところで、例えば管理職の責任が大きく乗りかかってくることもあるんじゃないかと大変心配をしております。

以上です。

○川角委員長 益田向原支所長。

○益田向原支所長 向原地域、全地域を上下水完備しておまして、監視メーターを設置しとるんですが、課長を含めて3名で管理をしております。

以上です。

○川角委員長 猪掛高宮支所長。

○猪掛高宮支所長 ちょっと言い忘れたんですが、高宮支所は課長を含めて4人で上下水道を管理しております。

以上です。

○川角委員長 それぞれ答弁を終わります。

ほかに質疑ございますか。

入本委員。

○入本委員 今回の答弁に対して部長さん、やはり中には家族が犠牲になつとるとか、非常に吉田は聞いてないんですが、支所はこういう状態で24時間体制というのがあつたわけですね。特に飲酒運転が今は禁止になって厳しくなつとると。もともと厳しかったんですが、特に厳しくなつて、対応するのに家族が職務の代行で運転手して、タクシーを雇えばいいじゃないかというても、夜中には田舎ですからタクシーもおりません。そういう状態の勤務、過労死という問題も業務的にもありますし、やはり同等な一般職と同じような扱い、ただし、そうは言うても交代制がたくさんおればいいですが、2名とか3名、4名いうても、下水まで絡めてという非常にハードな状況であるんで、これは本来なら自治労等が問題にすることであつて、議会が云々言うよりか、そういう問題があるわけですね。そういう点を考えても、やっぱり早期に対応していただいて、言うたら悪いんだが、団塊世代の人もこういう形で募集されれば何人かおられるかもわかりませんし、そういう人材も今、地域にUターンされる場合なんかでも有効利用されて、いい環境をつくってあげないといけないのではないかと思いますので、19年度中に早期にと言われましたけど、再度、現状の中でこの回答をもう一度、部長さん、まとめていただければと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。
金岡公営企業部長。

○金岡公営企業部長 入本委員さんの方からも、大変厳しい状況にあるということでご指摘いただきました。我々の方も、合併後これだけの施設を支所あるいは建設部の方で管理するということとなりますと、大変大きな業務でございます。今ありましたように、夜間業務あるいは祭日業務、大変職員の方はある意味では大きな負担になっているということもありまして、極力早いうちという中で、民間へ委託する手法をぜひ我々も取り組んでいきたいと。ただ、これは一時しのぎでということになりませんので、根本的な包括的な民営化という中での対応を19年度はしっかり議論しながら、導入が早くできるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○川角委員長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了し、建設部並びに公営企業部にかかわる調査を終了いたします。

以上で本日の審査日程はすべて終了いたしました。

次は、3月20日、あすですが、午後1時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

~~~~~○~~~~~

午後4時33分 散会